

平成25年 第6回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月19日 開会

美 瑛 町 議 会

平成25年第6回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程

平成25年第6回美瑛町議会定例会

平成25年12月19日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問
〔斉藤幸一議員、八木幹男議員、沢尻 健議員
濱田洋一議員〕
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 平成25年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第 4 号 平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 5 号 平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 6 号 平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 7 号 平成25年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第10 議案第 8 号 財産の処分について
- 第11 議案第 9 号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第10号 美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第13 議案第11号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第14 意見書案第9号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について
- 第15 意見書案第10号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について
- 第16 意見書案第11号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書について
- 第17 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町長	浜田哲君
副町長	塚田聡仁君
会計管理者	池田由行君
政策調整課長	中山勝利君
税務課長	佐藤剛敏君
住民生活課長	山田厚誠君
保健福祉課長	藤原悟君
保健センター所長	中島二郎君
保健福祉課参事	田中繁美君
経済文化振興課長	武井一真君
文化スポーツ推進室長	鈴木貴久君
農林課長	大西能正君
建設水道課長	三田村尚樹君
水道整備室長	宮崎敏行君
町立病院事務局長	太田茂夫君
総務課長補佐	今野聖貴君
総務課長補佐	今滝毅君
教育委員長	大西宣充君
教育長	千葉茂美君
管理課長	後路宜伸君
図書館長	三井浩君
農業委員会会長	鹿島明博君
農業委員会事務局長	笹倉英充君
代表監査委員	有富武君

○書記

事務局長 前川光男君
係長 高島和浩君

開議挨拶

○議長（齊藤 正議員） おはようございます。定例会2日目でございます。昨日からですね総務課長の奥さんの親が亡くなったということでございまして総務課長はお休みでございますし、今日はですね補正予算の説明は今野補佐がですね張り切ってしてくれるということでありますから、大事に拝聴したいなというふうに思うところでございます。今日はですね、またしばれた中でございましたが、昨日の残りの4人のですね一般質問に続いて、あと議案審議という内容で進めようと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

開議宣告

○議長（齊藤 正議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番沢尻健議員と12番濱田洋一議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に引き続き通告の順番に発言を許します。それでは始めに、5番齊藤幸一議員。

（「はい」の声）

はい、5番齊藤議員。

（5番 齊藤 幸一議員 登壇）

○5番（齊藤幸一議員） おはようございます。幸か不幸か2日目の1番バッターということで少々緊張してるところでございますけども、ネット配信、上々の滑り出しというような新聞記事も出ました。2日目も頑張っていきたいなというふうに思っているところであります。それでは、一般質問させていただきます。番号5番、齊藤幸一。質問事項、農業ヘルパー確保の体制整備について。質問の要旨、本町農業は、高収益が期待されるトマトなどの施設野菜や、アスパラ、

ブロッコリーなどの作付面積の拡大に伴い、労働力確保が非常に難しくなっている状況です。今年、美瑛町農協では絶対的に不足している労働力確保のために、試験的な取り組みとして、インターネットを中心に農業ヘルパーの募集を行ったところ、20日間の募集期間で全国から39名の応募がありましたが、居住の関係で5名の受け入れにせざるを得なかったとのことです。また、今秋、美瑛町農協が行なった労務に関するアンケート調査によりますと、トマト、アスパラ、ブロッコリー等の生産者を中心に160名の派遣受け入れの希望があり、より多くの農業ヘルパー確保のため最大の課題である宿泊施設対策や支援体制の整備、強化が必要と思いますが、町長の考えをお伺いします。質問の相手、町長です。

○議長（齊藤 正議員） 5番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） おはようございます。2日目の議会定例会、一般質問そして議案の審議ということですが、よろしく願いを申し上げます。

5番齊藤幸一議員よりの一般質問に答弁を申し上げます。質問事項につきましては、農業ヘルパー確保の体制整備についてであります。本町では、高収益作物の施設野菜、トマトの上川管内での産地化を図るため、トマトの栽培面積の倍増を目指しておりますし、グリーンアスパラ、ブロッコリーなどの高収益作物も市場で人気があることから拡大を図る計画であります。そこで、施設野菜の経営には欠かせない労働力の確保についてであります。現在、町内に従事している農業ヘルパーは、町内や旭川方面から合わせて、ピーク時には1日に100名近い方々が働いていただいておりますが、年々増える農業ヘルパーの需要に反して、現状は横ばいか減る傾向にあることから、経営面積の拡大には労働力確保が喫緊の課題となりました。議員ご指摘のとおりであります。これらのことから、美瑛町農協では、独自に実施しましたアンケート調査をもとに当面の必要人数を30名程度と想定し、道内外の大都市圏などの若者を対象にした募集計画を立て、次年度より本格的に実行しようとしておりますので、町といたしましても宿泊施設の確保や受入れ態勢整備に対しまして、美瑛町農協、美瑛町農業振興機構や他の関係機関と協議しながら支援強化を図ってまいりたいと考えているところであります。以上であります。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、5番齊藤議員。

○5番（齊藤幸一議員） はい、5番です。再質をさせていただきます。答弁では、農業ヘルパーの確保ということに対しまして喫緊の課題というご答弁をいただきました。共通の認識をしていただいているものかなというふうに思います。力強い思いをしているところであります。

現在、美瑛の実質の農家戸数といえますか、農協の方に聞きますとですね458戸ということで、私が農家を始めた35、36年前から見ますと約半数というふうな数になっているのかなというふうに思っております。先日、農業振興機構の谷口さんという方を招いてですね研修を開いたときにですね、資料の中に農業センサスの動向調査という資料の中で平成32年には美瑛町の農家戸数は400戸を切る、数字的に391戸というような数字が出されました。平成32年といえますと、あともう6年とかそれぐらいのところで400戸を切ってしまうというふうな状況にあるというふうなことを聞きまして、少々びっくりしたというところもあります。以前、私がですね町長に一般質問したときに、耕作不適地の部分はですね中山間事業もありますから、木を植えてですね優良な農地で農家をやっていった方がいいんじゃないかというふうなお話をしました経緯があります。そのときに町長はですね、美瑛町の基幹産業の農家の農地を減らすということは、これは大変重大なことなんだよというような答弁をいただいた記憶があります。私もその答弁をいただきましてですね、本当にちょっと浅はかな考えだったなというふうな思いもした覚えがあります。しかし、ここにきますとですね美瑛町の今耕作している畑を全部作ろうとするとですね、その農家戸数が半減、そして400戸を切る、実際にはですねそういう状況で全部を本当に作っていくことができるのかという不安さえ今覚えているところでもあります。昨日の角和議員の一般質問の中でですね、町長は美瑛町の農業の形はやはり土地利用型に進むべきという答弁がありました。私も、その部分ではそういうふうな方向がまず一本あってしかるべきかなというふうに思いますが、今いろいろな農政、特にTPPですとか今回の転作の見直しですとか、そういう状況を見ますとですねなかなか将来に希望を抱けない農政の中で、どのようにじゃあ担い手が営農を続けていくという部分を補っていくか、サポートしていくかという部分では、やはりここに挙げました高収益作物ですね、取り入れながらその経営の安定化を図りながらですね、営農を持続していかなければならないというふうに思うわけです。となりますと、当然そこには農業ヘルパーという労働力の部分はですね決して避けては通れない課題なのかなというふうに思います。旭小学校がですね企業の研修施設ということで利活用されるというお話が出ております。そういう部分でいろんなところに美瑛にはですね利用できる施設があるわけです。仮に今、旧郵便局がですねまだ利活用の部分でうまく利活用されていないというような状況もありますから、そういうところを活用して受け入れ体制の宿泊施設にするという考えとか、十分検討するいろんな部分あるのかなというふうに思います。とりあえずはですねアンケートにもありますけれども160名の現在希望がある、来年いろんな事情で農協は10名程度が限界だというようなお話もいただいておりますけれども、そのヘルパーを確保するというのはですね本当に状況的には危機迫っているといえますか、そういう状況だと思います。いろいろ出面さんの確保という部分では、実際畑に出ていただいて働いてくれる方はですね本当に高齢化が進んでるという部分で、なかなか作業の部分でも毎年

確保するには難しい状況になっているというふうな話を聞いております。わずか20日間という応募の中で、これだけ多くの方がですね美瑛という地域に興味を持っていただき、そして美瑛で働きたいというような希望を寄せていただいているということはですね本当に素晴らしいことでもありますし、また昨年受け入れた3戸の農家はぜひ来年もまたこのようなことを行ってほしいというような希望も出してるということでございますから、来年度の予算にはですね本当に多くの予算を計上して、こういう事業に充てていただきたいというのが切なるところであります。その辺につきまして町長の考えを伺いたしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 齊藤議員よりの再質に答弁を申し上げます。前段で農家の戸数が減ってるよということでもありますけども、もうこれは予測される方向でありまして、やはり農地の大規模化ということがなってくる。また後継者等の状況等を考え合わせますと、美瑛の土地の利用する農家の方々が規模を大きくなって、そして件数は、戸数は少なくなってくるという状況であるというふうに判断をしています。しかし、それをただ見ているというか、それを受けるだけではやはり地域づくりという部分では大変問題、課題が出てまいります。特に美瑛町においては農業がまちづくりの柱という取り組みでまちづくりを進めておりますんで、そういうことで農業が衰退していくということにはならないということで、私のほうからも農協さんといろいろ協議をさせていただいた経緯があります。美瑛には農家の方々がそれぞれ本当に真剣になって集約的な農業も取り入れるということで取り組んできた歴史があります。この歴史をしっかりと受けとめて生かしていく、そのことが重要なことになるということで考えているところであります。そんな面から労働集約型の農業を導入することによって、農家戸数また美瑛町全体の人口対策ということにつながっていく大きな事案であるというふうに思っているところであります。そんな面から、ただいま齊藤議員の方からご指摘をいただいた農業ヘルパーばかりでなくて、農業に従事する方々をどうやって町に受け入れていくか、このことについて重大な案件として認識をし、今後も取り組んでいきたいというふうに思っています。私の方としては、いつもいろんな対策としてお話をしているんですけれども、いくつかの対策こういう事業があるということで、これは後ほどまたいろいろと議員さんとの質問がある中でもお話をさせていただきたいと思っておりますけども、二股地域でそういった取り組みを実はもう数年前に取り組んでいます。二股地域で畑作とそれからトマトを中心とした集約が動いていると、二層体制の農業の経営が、非常に天候等が厳しいときの農業をしっかりと支える役割ができていくということで、その面に対してやはり労働者の、働く方々が住むところがないと。町の公営住宅に住みながら通ったという事例もありまして、それに対して私の方から提案をさせていただいて、地域の中で土地を出していただければ町としては住宅を建てますと。町営住宅を建てて、

そして労働者の方々、法人の体制をとっておりますので労働者の方々が働ける、暮らせる場所、地域づくりをしましょうということで取り組んだ経過があります。これは今現在、政策としては有効な政策として動いているというふうに認識をしておりますので、こういった部分については各地域でもできるというふうなお話をさせていただいているところであります。それからもう一つは、やはり今議員がご指摘いただいた空き施設、また空き住宅の関係でありますけれども既に動いております。昨年あたりから役場の中でも検討事項として指示を出しており、今年には行政区の皆さん方に空き家の情報を出してくださいという話をしてしています。その空き家を我々がどう活用するかということ。美瑛町には農業者ばかりでなくて町外から美瑛町に住みたいという方多くおられますので、そういった方々に提供できる政策として今打ち出していこうということで情報収集、また政策化を検討しているところであります。そういうようなことからですね、今ご指摘いただいた空き施設、郵便局等の施設も空いているのではないかとということでもありますけれども、そういった空いている施設に対しての有効利用ということを検討していきたいというふうに考えているところであります。また、労働力の確保という部分では、やはり農協が大きな役割を果たすということもありますので、農協さんが宿泊施設を整備するに当たっては補助金等の対応等もやはり検討して、そして性急な対策を取れる部分はとっていききたいというふうに考えているところであります。今のところ、そのような形で私どもも真剣にこういった部分について取り組みを進めてるということをご理解いただきたいというふうに思っています。また、農業政策全般についての将来への希望湧く農業、地域づくりというご指摘もいただきましたが、このことについても私自身の大きな課題だと、そしてまた目標だと、この部分についてはそんな認識をしながら取り組んでいくということをご理解をいただきたいと、今後ともご指導いただければなというふうなお願いを申し上げます。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、5番齊藤議員。

○5番(齊藤幸一議員) はい、積極的に取り組んでいただけるという答弁をいただきました。まさに本当に人が足りないということはですね、やはり町長が言われてるように安心、安全そして高品質なものを作っていくっていう部分でですね、なかなか難しい環境になっていくのかなというふうに思うところであります。今、二股の住宅のこともお話をいただきました。そういう部分では、町長は農業のところですねいろいろと政策をしていただいているのは理解できます。しかし、やはり美瑛っていう地域っていうか北海道といいますかね、冬の間やはり仕事がないというところで、その季節に限って労働力をお願いするというようなちょっと虫のいいって言いますかね、そういうお願いの仕方をせざるを得ない状況なのかなというふうに思っています。そんな中でもですね、美瑛に行って働きたいという方がインターネット等を通じますとこれだけたくさん集まってきていただけるというのは、本当に美瑛にとっても大変

すばらしいことでもありますし、町長が言われたようにそれがきっかけで美瑛に住んでいただける、そしてまた農業をやっていただけるというようなことになれば、なおすばらしいことだというふうに思っています。今回5名の方を受入れた中で、やはりいろいろ住むなりの条件というものもあったようです。やはり町に住んで仕事が終わったら調理もしたくないのでコンビニでお弁当を買ってそれで1日の疲れを癒したりですとか、やはり農家にファームステイみたいにするとなかなか落ち付かないので、やはりそういう自分の自由な時間も欲しいとか、やっぱりいろいろ希望あるそうです。仕事の意欲という部分ではですね引けをとらないんですけども、やはり今どきの人っていいですか、そういうところもあるのかなというふうな話も伺いました。そんなところもですね、今後いろいろとJAさんなり機構なり詰めた中でですね、より早い段階でそういうことが可能になるように、今後もご尽力いただきたいなというふうに思います。今一度町長の考えをお伺いしたいというふうに思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 最近特に思うことがありますけども、先日テレビを見てましたらアメリカからワインを作っている専門家が北海道に来て住んで葡萄の生産をして、直接北海道のワインを自分で作り始めたと。そのときに隣の東川町でも今葡萄を作り始めて、その方が関わりながらワインをと。一時期ですと、こういうことはなかなか考えられなかったことでもありますけども、しかし葡萄ばかりでなくてこの温暖化という中で農産物なり、果物なりそういった生産物の適地っていうのはどんなふうになってくるんだろうということについて、相当我々も注意を払っていかなきゃならんというふうに思っています。そんな面からも美瑛町において飛躍的な農業を確定、確立していくということは、この気候変動の中で重要なテーマであるというふうに思っています。これがまた一つ美瑛町の大きな魅力の一つになるんだろうというふうに思ってます。昨日森平議員から、町長まちづくりでビジネスモデル持ってるのかということでもありますけども、まさに農業地域における地域づくりのモデルという部分からも、私はこの部分について非常に大きなウェイトを置いていきたいというふうに思っています。ですから、今齊藤議員からご指導いただいた、ご意見をいただいた働く方々が工場誘致という形でなくて農業に従事するという形で来るということはですね、これは一つ時代の大きな変化だと私はそう思ってます。今、工業、工場などが海外にどんどん流出してっている、国内のそういった工場も流出していくという状況の中で、日本の若い人たちがどういうふうに国内で働き場を求めるとか、また地域がどういうふうにこれから将来を見据えていくのかということでも、一つのモデルをつくる可能性もあるんじゃないかと。そんな思いも強くしているところでありますから、積極的に今後の対策について打っていききたいと。ただ住宅政策については、民間の方々と兼ね合いもありますので、民間の方々がつらい思いをしていくような方向はとっていけないとい

う部分もありますので、そういったとこのバランスも考えながら、今後政策を打っていきたいというふうに考えています。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） 5番議員の質問を終わります。

次に、8番八木幹男議員。

（「はい」の声）

はい、8番八木議員です。

（8番 八木 幹男議員 登壇）

○8番（八木幹男議員） 8番議員八木です。よろしく願いをいたします。特定健診、今後の取り組みについて町長にお伺いいたします。11月9日の美瑛新聞に、本町と上富良野町の特定健診受診率の比較記事が掲載されました。本町においては、平成22年度から平成24年度にかけてK・U、健診受けよう運動を中心に特定健診受診率向上に取り組んできましたが、目標を達成することができませんでした。一方上富良野町では、平成20年に受診率70%を達成し、以降70%台を維持しています。上富良野町の特徴は、年度ごとに特定の項目に焦点を絞った取り組みをしていることです。例えば、動脈硬化予防健診、生活習慣病予防事業、これは糖尿病に絞った対応ということで理解しています。中学生、高校生のモデル健診などです。平成25年度から平成34年度までの10年間に渡る美瑛町健康増進計画がスタートし、取り組んでいる項目もありますが、進め方に一工夫必要なのは明らかです。特定健診は、生活習慣病の発症予防と重症化予防の起点となるものであり、健康寿命の延伸に不可欠なものであり、最重要課題でもあると考えます。そこで、特定健診受診率向上に向けて、次の3点を町長にお伺いいたします。

1、広報の伝え方を変える必要があると考えます。例えば、広報5月号からすこやか広場に「くう・ねる・あそぶのすすめ」というサブタイトルが登場いたしました。せっかく、やわらかい表現を使ったにもかかわらず、内容がちょっとカタイように思います。今月はA、B、Cこの3つのことに取り組みましょうというように、健診を受けたことのない人の背中をちょっと押すようなビジュアル的な表現でシンプルに掲載していくことが必要なのではないのでしょうか。

2、11月20日現在の特定健診受診率によりますと、農村地区が高く、市街地区が低い、以前からこのような傾向が続いております。農村地区は従来のやり方を踏襲していくことでいいと思うのですが、市街地区は何らかの方策を取っていかねばならないと考えます。市街地区のある地区、行政区あるいは町内会だろうかと思うんですが、に集中的に取り組むをして、成功事例をつくり、それを他の地区に広げていく、このようなことが必要なのではないのでしょうか。

3、現在、糖尿病の発症予防・重症化予防に力を入れて取り組みをしておりますが、特定健

診を受けていない人を対象に、血糖値の健診に限定して働きかけるということはできないのでしょうか。例えば、ケアプロ株式会社という企業が「ワンコイン健診」というものを実施しています。検診項目は11項目ほどあり、1項目ワンコイン500円で検査を行い、その場で結果を本人に伝えるというものです。永続的に続けると言うのではなく、特定健診を受けるきっかけづくりとして、誰もが気軽に検診を受けることのできる取り組みが必要ではないでしょうか。以上、町長にお伺いをいたします。

○議長（齊藤 正議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 8番八木議員よりの一般質問に答弁を申し上げます。質問事項については、特定健診、今後の取り組みについてということでご意見をいただく方向性を議論をいただきました。大変重要な課題だというふうに認識をしています。よろしく願いを申し上げます。ご質問の前段で他町のお話がありましたが、他町では、国民健康保険の高医療費安定制度での医療費が高い地域指定を受けた経緯があることから今日まで事業展開を行い、健診の受診率アップになったということをお聞きしております。現在の一人当たり医療費につきましては比較をしますと、本町とは、さほど差異がない状況ではありますが、今後とも予防による健康寿命の延伸という観点から、一層健診へ取り組んでいかなければなりません。

そこで、1点目のご質問についてであります。健康増進計画が科学的根拠と生活習慣を結び付けて実践を促すものであるため、ご指摘のとおり固い表現になっております。しかしながら、今後はやはり町民の方に親しみのもてる紙面づくりや、町民の方々の健康づくりに関しての実践例や、自己選択できる正しい情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

2点目についてであります。平成25年度は全町的に生活習慣病の重症化が予想される方へ地区担当の保健師の個別訪問を一層強化して実施しているところであります。市街地区におきましても、戸別訪問の際には健康診断の未受診の実態把握と健康状況の把握に努めているところであります。個別訪問とあわせて、農村地域へはある程度定着をしてきました健康づくり講座であります。市街地区内につきましても講座の開催を少しずつであります。展開をしているところであります。今後は、従前からの講座から少し趣きを変えて、地域の住民の方々とひざを交えた住民参加型の出前講座を行い、地域への広がり工夫をしてまいります。

3点目につきまして、保健センターの診療所長であります町立病院の医師の指示を仰ぎながら、イベント等において今後も簡易血糖測定を継続して実施してまいります。個別訪問でも血圧測定に加え自己血糖測定で自身の身体の状態を知りたいという意欲を高め、検診への動機付けへつなげるよう取り組みを進めてまいります。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 8番八木です。再質問させていただきます。2点目の内容に関しまして再質問をさせていただきます。保健師が生活習慣予防の重症化が予想される方へ個別訪問を実施していることはよく理解をいたしております。大変重要な取り組みであると考えてもおります。直近の数字は手元にないのですが、平成22年度の特健診の実績で見えていきますと、保健指導対象者が136名でそのうち指導実施者が77名、指導率が56.6%、こういう数字をいただいております。また、広域連合の計画によりますと、平成29年度の目標値が特定健診受診率が60%、保健指導実施率が60%となっており、現状の倍以上の人の保健指導をしていかなければならなくなるものと推測いたします。保健師は生活習慣病の重症化が予想される方への個別対応、ここに専念すべき環境を今からつくっていくべきではないかということを考えております。また健康づくり講座、出前講座はもちろん必要ですが、参加された方がその場で特定健診の大切さを理解してわかったと言いましても、日にちが経つにつれて特定健診を受けようという意識が薄れてくるとこういったことが一般的なんではないでしょうか。途中でワンプッシュする人が必要なのだと思います。このような日常的なフォローを保健師がするのではなく、今ある組織と人を活用するか、あるいは新たな組織をつくるなどして、新しい仕組みづくりが必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 2点目ということで、保健師の活動、そしてまた新しい健診を受けやすい体制をつくるべきでないかということでもあります。私もこの健診率を上げるということを非常に重要な課題だというふうに思い、健診を受けようという運動等の取り組み等も始めてまいりましたし、それから保健師さんの方もですねなかなか上がらないと、健診率が上がってこないということに何の課題があるのか非常に戸惑っているという部分も感じているところであります。そういう中で取り組みをしながらもなかなか上がってこないという状況から、今の段階でやはり重要であるという点について絞り込みを進めているところでありますが、それがやはり先ほど1点目の質問にありました本当に住民の方々に、まず健診がいかに重要なのかということを理解していただく、そのお知らせの仕方ということでもあります。これについてはやはり議員ご指摘のとおり、私も常にどうもちよっとわかりづらいぞと言ってきました。私がこれ読んでもなかなかわからないと、受けてほしいという人間が分からないんだから、それを読んだ人は本当に理解してくれるかということも内部で検討した経緯がありますけども、そういう取り組みの中で感じるのは、やはり保健師さんの方は専門家である。その専門家であるということが難しくしている一因にあるのかなというふうなことも考えました。今、担当する課長の方

にもこういった部分について専門家であるという部分とそれから素人がやはり理解できるということと、その両面をあわせた広報体制、そしてまたお知らせ体制がどうできるのかということを検討してくれということまで話をしています。

それから2点目の集中した取り組みの方向性であります。これは健康づくりの講座であります。これはもう既に昨年からですね担当する保健師、職員の方もいろいろ工夫をしてくれてまして、寸劇なども取り入れて非常にわかりやすい、そういう講座作りをしてくれています。これはかなりやはり効果があるなというふうに思っていますし、健診の必要性を理解する上では非常に取り組みとして有効だというふうに思っています。私の方からその部分に加えてですね集まっていたり、そういう場所に来たときに、体操ですとか健康を保持するために有効な取り組みを加えていくと。その中から健康に対して、健康になるためにはどういう活動が必要なんだという取り組みの中に健診を入れてもらうということで、そういった体操ですとか運動ですとか軽微なそういったものを取り込みながら対応していく、健診率の向上に向けての住民の方々の意識を高めていただきたいということをお話をしています。ただ、この分で先ほど八木議員さんがおっしゃるとおり健診が重要なのは分かったと、でもその一押しなんですね。つまり健診に行くよと、健診を受けるよというその一押しの部分が非常に重要だということも実は協議の中でも出ています。先日あるところですね、ちょっとおもしろい状況があったんですけども宴会がありました。そこの宴会で医療関係の人間もいたんですけど、そんな話してる中で脳ドックの話をして、町立病院でも脳ドックをこんなふうやってますよと。議員さんの方も受けていただいたり、協力していただいたりということなんですけども、そうするとですね話をしますと、やっぱり必要なのはわかるんだけど、その病院に行って脳ドックを受けに来たというその足の運びがなかなかできないんだということで、実はですね、その飲み会の場所ですね何月何日に脳ドックを受ける契約をしたと。今度は行きますよと。やっぱりそういう窓口が、つまり対応できる窓口、一步を踏み出す窓口っていうのが必要なんだというふうに思って認識をしています。この部分については、私も認識を新たにしている部分がありますので、今後、今八木議員がシステム、体制づくりということでもありますけども、他町村、特に健診率70%を超えてるような地域があると。近くにあるじゃないかということでもありますから、こういった地域の体制等をよく見させていただきながら、今後の課題として取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 再々質問させていただきます。一部重複する部分があるかもしれませんが、生活習慣病の発症予防と重症化予防のポイントがある。ポイントは2つになるように思います。

1つ目は、病気になったら病院へ行けばいいと、こういう人に対して意識をどう変えていくのかと。それからもう一つは、特定健診で異常値が見つかっていても自覚症状が出ないため、本気モードにスイッチが入らない。こういったことがあるんだと思います。これはまずいと思って病院に頼るのは、やはりこの自覚症状が出てきてからとこういうようになるのではないかと思います。こういう人たちの意識を変えてもらう、この辺のところやはりこの保健師の出番であろうなというように思っております。

また、今ある組織と表現いたしましたのは、実は社会福祉協議会の評議員制度の改革が平成24年度に行われまして、市街地区の評議員が従来行政区であったり大まかな括りであったんですが、町内会ごとに出選するようになりまして、従来からあった福祉推進部長、この制度の区分と同じような区分になりました。日常的なフォローをこことうまく連携してやっていけるのかなというように思っております。

また、新たな仕組みと申しましたのは、平均寿命が男女ともに全国1となりました長野県、この紹介がマスコミ等でされておりますけれども、昭和20年にできた保健補導員制度、あるいは昭和42年度にできた食生活改善推進協議会制度、このようなことがバックにあるよというようなことは言われております。かなりの期間を経たにもかかわらず今でも機能してるのかなと、こういうような関心を持って見ております。このような取り組みをやはりヒントに得まして、美瑛方式と呼ばれるような仕組みをつくることができないのかなと、こういうような思いをしておりますので、再度町長にお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 再々質では3点ほどに分類できるのかなというふうに思いますけども、まず保健師さんの取り組みという部分では私も重要な課題だというふうに思ってますし、職員体制も保健師の人数については増やす方向でこれまでも取り組んできているところでありますから、今後とも保健師の活動が住民の方々に行き渡るように体制を整備する考え方を持っています。

続きまして、社協さんはじめ医療、福祉の部分については、いろんな幅広い組織団体の方々にお力をいただいているところでありますから、こういった方々、社協をはじめボランティアの方々を含め多くの方々にこういった健診の取り組みを、美瑛町としては重点的に取り組んでいるんだということをお知らせをさせていただきながら、お力をいただくという体制について検討させていただければというふうに思っているところであります。これまでも保健師側との交流の中ではそういう取り組みをしておりますけども、先ほど広報という部分では新しいチラシという言い方はいいのかどうかわかりませんが、わかりやすく本当に健診が重要なんだよと、健康で長生きするためには重要だということを理解していただけるような、そういったものを作

っていきたいと考えておりますので、そういう段になればまた他機関のお力をいただくというようなことも出てくるというふうに思っています。それから、長野県等のお話もありましたけれども、長野の分については以前もお話をさせていただいたところではありますが、非常に勉強になる例だと、先進例だというふうに思っています。ただ長野の場合、昔はやはり医療過疎という状況の中で、医療がない中でどう健康を保持するんだという切羽詰まった中での取り組みが、今になって大きな成果を得てるということでもありますから、それぞれ地域の実情があるかというふうに思っています。八木議員からも美瑛方式というのは、どういう方式がいいのかということをご指摘をいただきましたが、ただいま答弁をさせていただいた内容等を考え合わせながら、また他町と他地域の実例を検収、検討させていただきながら美瑛システムというものがどのような形になるのか、私もそういった方向を睨んで、これからの方向性を探っていきたいというふうに思っています。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） はい、8番議員の質問を終わります。

次に、1番沢尻健議員。

（「はい」の声）

はい、1番沢尻議員。

（1番 沢尻 健議員 登壇）

○1番（沢尻 健議員） おはようございます。1番沢尻です。質問事項、農業労働者確保のための宿泊施設ということで、町長に質問いたします。よろしくお願いします。国は、食料の安定供給と自給率向上の政策を打ち出しながらも、TPPへの協議、参加、米政策の見直しなど、農業経済にとって重大な局面を迎えています。このような観点から、本町農業も農協指導のもと、トマトの増反、生食スイートコーン、ブロッコリー、玉ねぎ等、これまでの米、また一般畑作に加え、高収益が期待される施設野菜、葉物野菜などの導入を進めています。しかし、生産するにあたり問題もあり、野菜の植え付け、収穫の機械化がまだ確立されていないことから、現状では人の手での作業が中心となり、そのため労働力の確保が緊急の課題であります。今年度、農協も試験的に5人程の人員を採用しましたが宿泊施設の課題があります。そこで、美瑛町も労働力の確保に支援体制を進めていると理解していますが、更なる支援対策として農業労働者の宿泊施設の確保を検討すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（齊藤 正議員） 1番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 1番沢尻議員よりの一般質問に答弁を申し上げます。農業労働者確保のための宿泊施設をということでの質問をいただきました。先の齊藤議員との答弁重なる部分

もありますが、重要な課題だと認識をしていますので答弁をいたします。よろしくお願いを申し上げます。現在、関係機関からの聞き取りでは、ピーク時で1日に100名近い方々が美瑛町でパートの農業労働者として働いてくれています。このほとんどの方々は自宅からの通いの方々であります。近年の需要の増加に伴う供給拡大が望まれる中、近傍からの通いの方々の増加が見込めないことから、道内外の大都市圏など遠方からの応募に頼らなければならなくなりました。その結果として宿泊施設の確保が必要となりましたことは、既に議員もご承知のことと存じます。町といたしましては、この課題に対し既存施設や民間の空き家利用などによる、宿泊施設確保に向けた対策を進めるとともに、今後も、安定した労働力確保に向け、美瑛町農協、美瑛町農業振興機構や他の関係機関と協議しながら支援をしてまいります。以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、1番沢尻議員。

○1番(沢尻 健議員) はい。今、町長も言われたとおり齊藤議員とちょっと重なるところもあると思いますが、重要な課題なので再質させていただきます。今の町長の答弁の中で支援対策をとるということで、ぜひ前向きなですね支援対策を進めることを期待しております。ご承知のようにですね近年の農家の減少は歯止めをかけようとしてもなかなかかかるものでない。農業のみならずですね地域の崩壊っていうんですか、そのような形まで来てるくらい農家人口が減ってるっていうのが現状であります。できるのであればですね今の対策の中にですね町営住宅という形で、先ほどもちらっと町長が言ったんですけども、できればですね地域にですね何とか住宅を建設していただけないかなっていう思いであります。昔はですね農家個々ですね大勢のやっぱり働き手がおってですね、機械化が進まなくても手間がりという形の中で結構お互いに仕事の分担っていうんですか、暇なときは隣に行く、忙しくなったら隣に来てもらうという、そういう形の中身でうまく農繁期を乗り切ったということをお聞きしておりますけども、今はやっぱり農家戸数が少なくなってきた。また大型化、それから高収益作物等々で個々のやっぱり手間が無いっていうんですか、その中でぜひですね地方から働き手を探すっていうんですか来てもらって、できればですね町に住んでもらって、なおかつやっぱりその農家にヘルパーとしてなんとか我々の農家全体が盛り上がるような政策をとってほしいなと思っております。農業確保の中ですね、もちろんやっぱり農家に対するその労働力も大事なんですけど、できればですね地域に住宅を建ていただき、なおかつ定住促進の絡みもあると思いますので、一石二鳥の中にですね、なんとか地域に住宅をとということで、町長の考えをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） はい、沢尻議員の再質に答弁を申し上げます。先ほども答弁を申し上げましたけども、こういった状況が生まれてきたというのは、潜在的には働き手がだんだん足らなくなってるということは進行してたんですけども、表面上出てきたのは本当に最近出てきたと。これはやはり集約的な、特にトマト等労働力が必要な部分について町全体を挙げて推進をしていると、そのような中から生まれてきている。一方では、農業に従事していただける方々がなかなか町の中、都会の中でもそういう経験の無い方が多くなって、そういったところに働きに来ていただける方が増えないと、そういう状況であるというふうに思ってます。これはやはり、こういった農業政策を打っているということでもありますから他の町ではあまり聞かないと言いますか、美瑛町の少し特徴的なものかなというふうに思ってますし、しかし一方では、農家の方々と一緒に仕事をさせていただきたいという願いをしたときに応募があるということも、またこれ美瑛町の特教ではないかなというふうに思ってます。そんな部分について生かしていきたい、こういう対応をすることによって町の農業政策なり地域政策が進むのであれば、重要な案件だというふうに位置付けたいというふうに思ってます。そんなことから政策としては、やはり直接にこういった部分に対応する農協さんへの支援、農協さんとの協議、支援とこのことについては大きな政策だろうというふうに考えておりますので、今後協議をしながらさらにまた進めていきたいというふうに思ってます。それから空き家、空き施設の活用ということ。これも、やはり公営住宅といいますか補助金を伴った住宅を建てますと、これに目的つまりこういう人しか入っていけないということはこれ基本的になりません。特にやはり公営住宅になりますと、町内の方を優先にということになりますんで、こういった部分では政策としてどういう形で打っていけるのか、今農水省ですとか、それから道ですとか、そういったところにこういった事業の事業化というのが可能なのかということも調査をさせているところでありますから、こういった部分の空き家、空き施設の活用というようなことについて、どのような政策打っていけるか十分に検討したいというふうに思ってますが、町の中の空き家対策としては既に進み始めてます。動き始めてるということでご理解をいただきたいというふうに思います。それから今、沢尻議員の方から強くご指摘のあった、地域に対して住宅の設置を積極的に進めるということでもありますけども、これにつきましても私どもとしては積極的に考えたいというふうに思っています。これまでの状況ですと、例えば学校が閉校になったよと、教員住宅が空く、そこにそういった需要というのは見られずに美瑛町に住みたいという方々、外から来て住みたいというような方々、また農業の後継をしたいというような方々に使っていただくというような状況がありましたけども、今後地域での空き住宅や、それから地域に対する住宅の設置等も重要な案件だということで推進をさせていただければなというふうに思ってます。ただこの部分につきましても、やはり町の住宅として目的を設置するわけでもありますから、地域の方々に土地の提供ですとか、そういった部分について協力をいただけるようなことが、やは

り必要になってくるかなというふうに思っていますので、地域の方々にもご支援等をいただければというふうに思っています。それからもう一つは、今現在あります中町にあります研修者の宿泊施設でありますけども、これについても今更新すべく事業としての認定をいただくべく計画を出しています。今のところ来年にプロジェクト事業等の見直しが入りますのでそこに入れ込んで、27年あたりにはこの建設をする準備をしたいというふうに考えているところであります。こういった施設の再築におきましても、今ご指導いただいたような労働者のための宿泊というような部分も考えの中に入れて、検討の中に入れて取り組んでいくという方向も必要なのかというふうに思っているところであります。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、1番沢尻議員。

○1番(沢尻 健議員) はい。今、町長からの前向きな答弁ということで心強く思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。もう一つですね関連すると思うんですけども、新規就農者ということですね今国の政策の中で青年就農給付金ということで、近年美瑛町にも増加傾向にあるぐらい新規就農者が来ていただいております。既存の農家にとってはですね、大変心強い一つだと思われております。今はトマト中心の経営ですがですね、将来トマト以外の農業も検討してもらいたいなど、我々既存の農家はそうやって思っております。就農に当たってはですね、トマトということで1.5ヘクタールあればだいたいハードルが低い中で誰でも農業経営に参加できるという今のスタイルだと思っております。ただ、これもまた住宅の話になるんですけども、できればですね研修の間、なおかつ就農してから5年から10年ぐらいの間はですね、何とか力の付くまでの間ですね、その町営住宅なり空き家なりの中での対応の仕方ということで新規就農者に対しての保護というのですか、そういう目もお願ひしたいなと思っておりますので、最後に町長の意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) ご意見については私どもも今後の対策として必要な対策だというふうに考えますので、どういった事業化ができるのか、そしてその事業をどういった効果を持てるようなそういうものにしていけるのか、各関係機関とも協議をさせていただいて前向きに検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長(齊藤 正議員) はい、1番議員の質問を終わります。

次に、12番濱田洋一議員。

(「はい」の声)

はい、12番濱田議員。

(12番 濱田 洋一議員 登壇)

○12番(濱田洋一議員) ラストバッターということで、一つよろしくお願いします。ラストバッター私多いもんですから、一つやわらかくいきたいと思います。私からはですね、町長に新規就農者の土地条件についてということで質問させてもらいたいと思います。町長は6月定例会で、新規就農者の土地取得要件について、現行の1.5ヘクタールから50アールへと緩和をしたいとの答弁がありました。これは、施設野菜のトマト限定であると理解をしました。美瑛町の農業者も減少の一途をたどり、今後もその状況は進むと予測をされております。更に高齢化も進み、担い手不足が心配をされる所々であります。その中であって、新規就農を希望される方々のハードルを下げるといふ部分についてはですね理解ができますけれども、将来的な経営のバランス、これらを考えた時にはですね適正な面積か疑問が残ります。50アールと設定された根拠も含めて、町長の考えをお聞きをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(齊藤 正議員) 12番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 12番濱田議員よりの一般質問に答弁を申し上げます。最終質問だということで私も張り切って答弁をさせていただきます。よろしくお願ひします。新規就農者の土地要件についてということであります。本件につきましては、平成25年6月定例会一般質問において、森平議員からの再質問に対して答弁をさせていただいた中でお話をいたしました「他のトマト産地では、5反程度で農家になれるという制度を行っているところもありますので」の部分について、その法的な根拠についての質問だというふうに思いますが、農地法施行令第6条第3項第1号に規定されていると、農業委員会からの方から説明をいただいております。要約いたしますと、ビニールハウスで高収益作物を集約的に行う場合に限り面積要件1.5ヘクタールを下回るようになっております。また、面積の広さにつきましては、現在、新規就農者の多くが、トマトのハウス面積を約900坪程度で始めており、管理用地を入れて約5反程度の面積で農業経営が成立して足りていることから、例として申し上げたもので5反に決定するというものではありません。これから、本町で農業を志す方々が就農しやすくなるための要件緩和などの見直しの中で検討をお願いをするというものであります。

以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、12番濱田議員。

○12番(濱田洋一議員) はい、12番です。再質をさせていただきたいと思ひます。結論はですね、面積についての施設栽培トマトの部分、これは面積要件はないというふうに私も理解

しております。それでよろしいかと思いますが、あくまでもですね私の考えであります。新規就農されて、ある一定の期間農業をされて、その後ですね規模拡大を目指す。あるいは賃貸をしながらでも、売買をしながらでも目指したいという折にですね、タイミング良くその物件とか土地に巡り会えるか会えないかと。これも非常に運もありますのでね非常に難しいかなど、そういう状況もあるのではないかと予想します。逆にですね小面積で就農するという折にはですね、今言ったような部分も発生しますので、事前の段階の研修がそれぞれありますので、その段階でそれぞれ十二分なですね内容の把握、あるいは相談をする体制という部分でですね必要なんではないかなというふうに思います。小面積によってですね発生する課題、メリットもちろんあります。それらを含めてですね物資両面からの強烈的なサポートがいるのではないかなというふうに私は思いますが、現況の体制でそれらの体制をですね要望に応えるような体制なのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 再質におきまして、新規就農者への対応全般的な部分について町長としてどういう考えをしてるかということであるというふうに思っています。その中で面積要件ということについて考え方を話をさせていただきたいというふうに思いますが、美瑛町においての農業政策というのは私にとっては重要、本当に最重要課題ということはいつも申し上げているところであります。その中で美瑛町のモデル、地域づくりのモデルというものをやはりつくり上げていきたいというふうに思っています。そんなことで美しい景観、丘のまちびえいを日本で最も美しい村だというような形でまちづくりをすることによって、地域全体のブランド化を図りながら農業、農産物をいろんなところに流通する、そういう方向性を探っていきたいと、有利な流通等も確保していきたいというふうに思っています。そんな面では、農協さんはじめ各関係機関の方々にも大変お力をいただきながら方向性を探っているということでもありますし、一方では産地化と、そのためには産地化が必要であります。美瑛町で作った物をどう売らんと、美瑛町の物なんだよと。美瑛町の物がいかに良い品質で美味しい物なんだと、安全で美味しい物だということを提案していくということになりますから、例えば産地であるということからは、倉庫ですとか選果施設ですとか乾燥施設もそうでありますけども、貯蔵そして販売流通に乗せるということが必要でありますので、そのことについて重点の政策としてこれまでも取り組んでいるところであります。それからもう1点はやはり、美瑛という名前だけが売られても、そこに物を売れるという体制が作らなきゃならんということで、各企業の方々にもお力をいただいたりしながら、加工を美瑛町の中に取り込もうということと体制づくりをしたり、それから東京にショップ、千歳の空港にショップを出すというような状況に各関係機関と一緒に、また企業の方々と一緒に取り組んでいると。そういう形で全体的な方向をつくっていると

ころであります。当然、美瑛町農業におきましては土地利用型の農業をしっかりと確保しながら、その中に集約的な部分を入れていくということが、これからの変動の多い農業政策の中で生き残りをしていく大きな方向性だということも昨日の農業政策、今日の斉藤議員さんとの話の中でも述べさせていただいているところであります。そんな中で、やはり新しい農業地域としてモデルをつくと、そこまで農業地域でまちづくりをするんだということでもありますから、新規就農の方々ですとか、先ほどお話をいただきました農業労働者の方々をどう受け入れるかということは重要な課題だというふうに述べさせていただいているところであります。新規就農の方々の今現在の取り組みを見ますと、やはり大きな投資が新規就農という部分ではかかってまいります。そういう形では大規模な畑なり、大規模な施設を持った畜産なり、そういった方々のところにいきなり入っていくということはかなり厳しい部分もありますので、この部分につきましてはですね、やはり計画的な農業政策の中で後継者の方々の対応ですとか、新規就農担い手についてもですね、そういった部分に対応できる新規就農という方になっていくんだというふうに思っています。一方では、集約的なものについては新規投資の部分についてはあまり多くなくやれる部分があると。特に美瑛町においては新規就農に対しての手厚い金銭的な部分も含めた支援対策がありますので、この部分を使えば大規模な農業とは違った形で参入できるというふうに判断をしています。そんな面から当面、今美瑛町で強みを生かしているトマトについては、倍の生産高を上げたいということで目標設定して、今数年前から取り組みをしておりますし、選果施設についても高度の糖分等の検査をできる、そういった施設としてつくり上げていきたいというふうに今検討しているところであります。今10億円少し超えるところまで来ましたのでこれが20億円を超えるようになると、産地としては動かないものになるというふうに思っていますので、現在はそこに産地としての確定をすべく取り組んでいるというのが現状であります。そういった面で新規就農者の受け入れの状況を見ますと、今現在1.5ヘクタールということでもありますけども、新規就農にはやはりまだ1.5ヘクタールの土地を購入するというハードルとして残っています。高いハードルになっておりますし、そしてまたトマトを作っている方々が1.5ヘクタールをどのように使ってるかという状況を見ますと、トマト以外には遊ばしてる土地があったりですね、せっかく1.5ヘクタールの土地を農地として取得しながらもやはり使いきれないと。そうすると過剰投資でそれが負債になって経営に負担になってくるという状況も出ていますので、その面を見据えて他町村の状況等を実は調べさせていただいたという経過があります。そういう調べさせていただく中で北海道ではだんとうにトマトの生産で力を出している町のところでは、どのようなことでということ町長にもお伺いをし、なかなか施設等は見せていただけなかったんですけども、説明を聞いて通り過ぎさせていただいたということでもありますけども、そういった集約型のものについては新規参入の部分について、やはりハードルを下げて、そして対応していくのが政策としては必要な

政策だとして取り組んでるということでもあります。美瑛町でもそういったことができるのであれば、これは町長の判断でできることではありませんので、各関係機関の方々にそういう状況等を踏まえて対応できるのであればということでの情報交換を行ったということでもあります。新規就農の部分につきましては、土地の確保という部分につきましては、現在農業振興機構の方で新規参入の方々に有利な土地の確保をどうできるかということで、それぞれの地域でそういった対策をする組織を作っていただき、それを全体的に調整する機関として代表者の会議をつくり、それを振興機構との連携の中で対応してくと、政策を打っていくという形で今つくっているところでありまして、土づくり政策も集約農業にとっては土づくりというのは非常に大きなテーマでありますからこういった部分について、またトマトの栽培についても指導者が必要だということでの指導者の確保というようなことも視野に入れて今取り組みを進めているところでありまして、少し長くなりましてけども、そんな形で今進めていくということで説明をさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、12番濱田議員。

○12番(濱田洋一議員) はい。それでは再々の方で一つ最後ですけどもお願いをしたいと思えます。内容も今お聞きをしましてよくわかりました。ただですね、せっかく入った就農者をこの後どういうふうにして定着させるかという部分で、どちらを取るかっていうのはいろいろあると思うんですが、1番最初の高いハードルを越えることによって次のハードルが楽。逆にですね要件を下げる部分でね、その低いんですが次どうなるかという部分も、いずれどちらかの段階でハードルはあるんだろうと私は考えてます。ちなみにですね農協、経済の部分農協ですけれども、JAの中ではですね組合員になるためのハードルもあります。組勘を開設するという部分のハードルもあります。組勘を開設しなくても貯金で今度は運用をやるという場合のハードルもそれぞれありますので、あまりハードルを逆にですね当初の段階で下げてくと後の方でいろんな資金の運用面、あるいは補償面での部分のマイナスもあるのかなというふうに思いますが、総体的にはそれを入れることによって、皆さんを入れることによって遊休農地の解消、あるいはそういう農地の維持管理と言いますか、そこにいくんだろうと思えますが、いずれにしても手厚いという部分がどこまでか別ですけども、そこら辺のですねケアを最後までできるような、再度申し上げますけども支援の体制は今の状況で十分なのかどうか。その辺をもう一度すいませんけどお答えをお願いをして終わりたいと思えます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、新規に就農される方をどう受け入れて、そして育てていくかと。その対応が今後の中でしっかり見据えられているのかということというふうにご質問を伺い

ましたが、安全であるということには何事にもならないというふうに思ってますけども、ただこれ一つご理解をいただきたいのは、まちづくりもそうなんですけども、次のいろんな社会環境ですとか世界情勢、農業の関係では先ほど沢尻議員さんの方もTPPという話の中からご質問をいただきましたけども、これTPPがどうなるかということとはなかなか見通せないことでもありますけども、これだけしかし、いろんな面で流通なりが、条件が情報化などで発展しくると、グローバル化に対応した時代へのまちづくりなり農業、産業作りっていうのはやはり重要な課題だというふうに思ってます。そんな面からすると、今までやれていなかったことをやってみなきゃならないという部分、つまりトライをするとか挑戦をするということですから、この部分について100%の成功はやはりないんだと思うんです。ただ、挑戦をしてその挑戦をしたことによって何か生まれ、その挑戦をしたことによって成果が出、そこからも落ちていくものがあると、失敗したりするものがあると、そのリスクをどこまでそのリスクの部分が高いものにしないでいけるかというのは、これからのまちづくりの中で私自身はそういう考え方を取り入れなければ挑戦をしていけないというふうにも思ってます。そんな面からすると、新規に農業者の方々にまず第1のハードルを越えるその部分をですね対応していきたいと。その部分の経済的な部分ですとか関係機関との連携というのは、美瑛町はこれまで私も町長になる前からこういう制度がつくられて、水上町長さんの本当に中からもつくられてきて、私はこの部分について美瑛町は相当レベルの高いものに来ているというふうに思っています。足りないものがあればそれはまた補足していかなきゃなりませんけど、第1段階のレベル、ハードルを越えるという段階には来ていると。じゃあ今度第2、第3のハードルはどうするんだということでもありますけども、大規模の土地利用型の農業につきましてもですね今の農家、美瑛町の農家の方々が平均で20以上30ヘクタールに近づくような平均のものを持っていますけども、これやはりまだもう少しは広がるっていうふうに判断をしています。そうなってくると地域の農家の方々が、その土地利用型の農家の方々がこれから増えていくという形でなくて、やはりもう少し減るだろうと。そうすると土地の利用という部分では、まだまだ流動的な部分が出てくるというふうに思っています。そういう部分をにらみながら第2、第3のハードルについて超えていけるような、そういう施策を打っていくというふうなことを視野に入れながら今取り組みを進めているところであります。当然濱田議員さんが言われるように、そうなったときには今の施策で十分なのかということにはなりません。先日も、去年からも今年にかけて取り組んだんでありますけども、法人化に対する支援を多くするだとか、そういった施策についてはそういうことを見据えての施策だというふうにご理解いただきたいなというふうに思ってますが、そんなことを視野に入れながら今後とも美瑛町の農業政策について適正なものとなるように取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（齊藤 正議員） はい、12番議員の質問を終わります。

以上で、通告のありました質問は終了しました。これをもって一般質問を終わります。

11時5分まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時48分）

再開宣告（午前11時05分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第1号 美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第3、議案第1号、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長補佐」の声）

はい、今野総務課長補佐。

（総務課長補佐 今野 聖貴君 登壇）

○総務課長補佐（今野聖貴君） 議案第1号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集につきましては1頁になります。条例制定の要旨については資料の1頁になります。本条例の制定については、定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定を締結、変更または廃止するに当たって、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決を経たものとされることから、条例を制定するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。条例全文についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第1号の件を採決します。

議案第1号、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 美瑛町税条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第4、議案第2号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、税務課長」の声）

はい、佐藤税務課長。

（税務課長 佐藤 剛敏君 登壇）

○税務課長（佐藤剛敏君） 議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案書につきましては2頁から5頁、条例改正の要旨は資料の2頁、新旧対照表につきましては資料の3頁から25頁までとなります。今回の条例改正につきましては、地方自治法等の一部改正に伴い美瑛町税条例の一部を改正するものです。改正の概要につきましては、公的年金の特別徴収について、年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化及び金融所得課税の一体化等の見直しを行うものであります。最初に議案を朗読し、その後改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、改正内容を資料の改正概要によりご説明させていただきます。資料の2頁でございます。なお、文末の括弧内はそれぞれ該当する条となっております。また、改正に伴う新旧対照表は資料の3頁から25頁までになります。ご参照願います。

（資料の朗読を省略する）

以上で、議案第2号の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい、7番」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 2項目について伺いたいと存じます。1項目目としまして、町税条例第47条の2第1項の改正規定により、ただいまのご説明では住民税の徴収方法が変わるといことですが、従来と比べましてね、どのように住民税の徴収方法が変わることとなるのか、具体的に従来とはどのように変わるのかについてまず伺います。

2点目としまして、この47条の2第1項の規定の改正はですね、なぜ必要となったのでしょうか。改正の目的ですね。具体的にはどのような点に効果が期待されているのでしょうか。

次に2項目目としまして、町税条例第47条の5第1項の改正規定によりましてですね、た

だいまのご説明では住民税の仮徴収税額が変わるということですが、今回の改正によりまして具体的にどのように住民税の仮徴収税額が変わることとなるのでしょうか。ただいまの概要説明も聞いたのですが、どういう意味なのか、なかなか町税条例は意味を理解することが正直難しいもんですから、わかりやすくできれば伺いたいと思います。

また3点目ですが、この第47条の5第1項の改正規定はですね具体的にいつから改正されるのでしょうか。例えばですね、平成29年の4月の年金から仮徴収が開始されることとなるのでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、佐藤税務課長。

○税務課長(佐藤剛敏君) ただいまの花輪議員さんの質問にお答えいたします。まず1点目、町外に転出した場合の特別徴収の継続という点かと思いますが、この年金からの特別徴収につきましては、平成21年の10月より実施されております。現行制度においては、町外に転出されると年金からの町民税の引き去りができなくなると。残りにつきましては、こちらから納付書を送付いたしまして普通徴収ということで、納付書で納めていただくことが現行制度でございます。今回の改正によりましてですね、町外に転出した場合でも残りの町民税の徴収につきましては、年金から引き続き継続して引き去りできるようにすると、こういう制度でございます。

2点目の仮特別徴収と本徴収の具体的だということですが、町民税の年金からの特別徴収につきましては、10月、12月、2月が、これが本徴収と我々は言ってるんですが、4月、6月、8月分の年6回支給なんです。4月、6月、8月分については仮徴収ということで捉えております。というのは、7月1日にそれぞれ皆様に町税額の確定が納付書届くと思えますが、そういう観点から4月、6月、8月については仮徴収という扱いで、1年間の町民税の引き去りについては、4月、6月、8月で仮徴収をして確定してしますので、あと残りを10月、12月、2月で3分割で均等割で引き去りをしていまして、現状でいきますと、それぞれ確定申告3月15日までは皆さんも行いまして、そのときの収入が一定であればいいんですが、控除があったり、扶養者が変更になった、あと医療費控除で変更になったといった場合には、今度最初引いていた4月、6月の仮徴収によって今度8月、失礼いたしました。10月、12月、2月が本徴収ということで、変動があるわけなんです。本徴収のときに、その次の翌年の4月、6月、8月というのは、10月、12月、2月で引いた金額を基にして、4月、6月、8月を引きますので、それがずっと毎年続くわけなんです。それでは納税者にとって差が出た場合に不信感を抱くと。何でこんなに高くなったんだ。安かったのに何でこんなに高くなるということを疑問を持たれる方が多々ございます。その際につきまして現行制度、解消することができませんので、今回の改正により仮徴収税額というのは平準化しようと。それぞれ多少

の変動が確定申告で変動ございますが、前年度の町民税の額をある程度一定に引くようにしよう。仮徴収の中でも、その先ほどから申し上げてます本徴収、10月、12月、2月これらの差をなるべく平準化して納税者の理解は得られるようにしようということで今回の改正ということになります。いつから改正になるかといいますと、資料の方にも書いてございます。28年1月ですから28年の10月から本徴収になりますが、28年の10月からこれは実施されることとなります。なお、今回28年1月1日からなんです、周知期間もございまして2年間、約2年間ぐらい周知しなければいけませんので今回提案した理由でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 大変詳しいご説明で余計わからなくなったなという感じもあるのですが、1項目目47条の5の第1項の改正目的ちょっと答弁漏れかなと思うんですが、町外に転出した場合に今まではね、公的年金から住民税が引かれていたものが、転出することによって引かれなくなって、普通納付書で送られてくるから、それで納めればいいという年金者の私どもにとっては、選択の自由もあつたりしたんでないかなと思うんですが、今度は引き続き年金から引かれるということに改正になったというご答弁のようだったんですが、その改正の目的、狙いはどういうところにあったのでしょうか。再度伺います。

2項目目なんです、非常に課長のご答弁である程度わかるんですが、2分の1で平準化される仮徴収税額はですね、それで前半の3回と後半の3回でもってあまり差がないように平準化されるということなんです、逆の場合もあり得るのではないかと。ですから、この町税条例の改正の説明方法、あるいは周知方法などについてですね、文字、活字だけでなく図解、あるいは事例などの記載したようなですね説明の周知ということを検討されているのでしょうか。例えばですね、確定申告で住民税が年間9万円払うことになった。私、払うことになった。ところが、仮徴収の4、6、8でですね2万円ずつ6万円徴収、たまたま前年の関係で払うことになった。それで達成したから、後残り3万円を1万ずつですね、10月、12月、2月、3回で3万ずつ払った。で9万払いましたよ。この人の場合、私の場合、例えばですが、今までだと翌年の4、6、8の仮徴収はですね1万円ずつで3万円納めればいいはずだった。ところが今回の改正では、今の課長の答弁ではですね要するに9万円が半分、4万5千円それを3回、4、6、8、1万5千円ずつ納めなければならない。つまり、5千円上がったのではないかと。どしたんだろうか。今までずっとね28年までね、そうやって2月の分が翌年は4、6、8で埋まりますが仮徴収されると思ってたのに、あれ1万円だと思ったのに1万5千円公的年金から引かれてしまったぞと、これはひょっとしてね税額の計算が間違っただけではないかと。

もう1点は、もしかしたら住民税が上がったんでなかろうか、というような誤解を招く、また誤解をするようなそういう事例もですねあるのではないのでしょうか。ですから、やはり先の

ことはなんですけども、わかりやすい改正、説明の方法ですね、それを広報紙に単にですね今のような語句で並べてもですね、なかなか理解はできないんでないかな。でも、図解するような表現だと割とわかりやすいんでないかなと思うこともありますので検討されているのでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、佐藤税務課長。

○税務課長(佐藤剛敏君) 今の質問にお答えしたいと思います。まず至った経緯ですが、なぜ普通徴収できるやつを年金から引き去りするのかと。これにつきましては転出していった先で納付書が行きます。それは無くされたりだとか紛失したりだとか、いろんなケースも考えられますので引き続き、混乱される場合も考えられますので、それを解消するために。また、徴収する方の利便性っていうか事務の煩雑さを軽減させるためにも今回改正に至った経緯でございます。あと、今具体例で9万円ということで話しされ、これ申し上げますと確かにおっしゃるとおり、最初の仮徴収として2万円ですよ、本徴収が1万5千円それで翌年が仮徴収1万5千円ですよ。本徴収が1万5千円。そうやって10月から2万円ですよ。これが同じであればいいんですけども、例えば先ほど言ったように控除によって医療費控除で本徴収が千円になったといった場合には、今度翌年の4月は仮徴収は千円から始まるんですよ。で、10月からの本徴収が1万5千円とか2万円に足りない分を3で割りますから今度2万円、3万円となるケースもまれにございます。美瑛町で扱っている数は少ないんですが、そういった変動があった場合に納税者が先ほど言ったように疑問を持たれるわけなんです。それを説明していく上で理解はしていただけるんですが、それが今度本徴収を引いたやつが例えば3万円引きましてよと10月から。じゃあ翌年3万円からの仮徴収スタートになるんです。あくまでも本徴収を引いた金額によって仮徴収が今までは決まったものですから、控除がまた元に戻った場合には今度どうしても本徴収が多くなったり、安くなった方はそれほどこちらには来られないんですか、どうしても大幅にアップになったときには疑問を抱いてうちの方に来られます。そういった部分を解消するためにも、ある程度1年間の9万円という数字を平準化していこうと。控除によって変わる分は説明できますので、その部分で緩和される部分が納税者にある程度理解を得られるようになるのではないかとということでございます。これは今改正しないと、それが本徴収がずっと仮徴収の金額で行ったりを繰り返すものですから、元に戻るのにかなり時間がかかる、年数がかかる場合があるんです。それをわかりやすくしたいということで今回改正することです。あと周知の方法でございますが、この改正につきましては全国的な部分でございますので、当然税務署なりから候補地というか、こういうことで載せてくださいとか、そういったことは来ますので、うちの方としてもそれを見ながら、あと内容がもしよりわかりやすくできる部分があれば、広報なりで周知していきたいとは考えておりますが、あと年

金のお知らせもありますので、その辺でも十分活用しながらですねできる限りわかりやすいようにと心がけております。確かにおっしゃるとおり、税ってというのはなかなか難しい部分はあるかと思いますが、できる限りわかりやすいような方法で周知していきたいとは考えております。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第2号の件を採決します。

議案第2号、美瑛町税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 平成25年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第6 議案第4号 平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第7 議案第5号 平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について

日程第8 議案第6号 平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第9 議案第7号 平成25年度美瑛町水道事業会計補正予算について

○議長（齊藤 正議員） 日程第5、議案第3号、平成25年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第6、議案第4号、平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件、日程第7、議案第5号、平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件、日程第8、議案第6号、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第9、議案第7号、平成25年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を一括議題とします。

これから、各議案の提案説明を求めます。まず、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長補佐」の声）

はい、今野総務課長補佐。

(総務課長補佐 今野 聖貴君 登壇)

○総務課長補佐(今野聖貴君) 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、6頁から27頁になります。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたします。議案集の14頁をお開きください。

事項別明細書、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額89万9千円です。それぞれ対象臨時職員の増によるものです。第2目一般管理費、補正額58万3千円です。臨時職員の賃金の補正が雇用月数が増によるもので8万3千円、生涯活動の費の増によるもので50万円であります。第4目車両管理費427万4千円。これにつきましては、国が進めるクリーンエネルギーの推進を受けて次世代電気自動車充電インフラ整備促進事業を活用し、今回電気自動車充電スタンドを本町の道の駅に設置するのに併せて、町で次世代自動車振興センター及び事業団が進める電気自動車活用プログラムに応募し、自治体限定の公用車を3台導入するものであります。車両管理事業として427万円でございます。続きまして、第5目財産管理費162万3千円、庁舎維持管理事業で庁舎の電気料の増120万円、併せて先にご説明しました電気自動車用の車庫のコンセント200ボルトの改修ということで42万3千円です。第6目情報管理費31万5千円、国民年金制度の見直しに伴うシステム改修費です。第7目地域振興費20万円、市街地地域振興計画策定業務の事務費でございます。第10目災害対策費9万3千円、防災無線のデジタル化、現在進めてるデジタル化事業に伴う中継局の電気料の追加でございます。続きまして16頁、第12項諸費、補正額641万円です。過年度歳入過誤納還付金、これにつきまして障害者の医療費、国庫負担金の精算によって発生したもので606万8千円です。まちづくり寄附管理事業37万3千円、まちづくり寄附の事業の一部見直しに伴うリーフレット等の作成に要するものです。第2項徴税費44万2千円の減額です。上川広域滞納整理機構の負担金確定による減額になります。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費13万2千円の増額です。福祉バスの修繕費になります。第4目福祉センター費188万4千円、福祉センターの管理にかかるもので暖房パネルの修繕に要するものです。第2項児童福祉費、第3目へき地保育所費636万1千円の増額です。美田へき地保育所の建設事業に係る実施設計費の追加でございます。

次の頁、続きまして衛生費です。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目医療扶助費、補正額470万円です。医療費扶助の事業でございます。重度心身障害者医療費給付事業として受診件数の減に伴って330万円の減額補正。ひとり親家庭及び乳幼児の医療費給付事業としまして受診件数の増に伴いましての増額補正でございます。第6目環境衛生費24万7千円の減額です。大雪葬斎組合の負担金の繰越金が会計による計上したもので負担金の減額補正で

ございます。第2項清掃費、第1目清掃総務費442万8千円の減額です。これも同じく24年度の繰越金計上による負担金の減額でございます。第3目し尿処理費71万7千円です。浄化センターの管理運営事業としまして燃料費単価の上昇による追加補正でございます。

第5款労働費、第1項労働諸費485万円の減額です。企業支援型雇用促進事業における事業費の確定による減額補正でございます。

続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費285万2千円です。青年就農給付事業の給付件数の増額によるもので225万円。美瑛町農業振興機構負担金として、臨時職員の増員に伴う負担金の追加で60万2千円です。第2項耕地費、補正額304万5千円です。道営事業の負担金として道営経営体総合整備事業朗根内地区事業促進に伴う追加として302万円。農業農村整備負担金として道営農業費増に伴う土地連の負担金の追加として2万5千円です。第3項林業費2100万8千円の補正です。鳥獣被害防止としまして出役回数が増によるもので11万円。未来につなぐ森づくり事業として事業費増による追加として119万8千円。森林組合が導入した木質バイオマスの施設の整備事業として1970万円でございます。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費239万7千円の補正です。四季の情報館に整備してあります非常用の放送施設故障に伴う修繕費として239万7千円です。第4目交流促進施設費1289万1千円です。先に説明しました道の駅の電気自動車充電設備の事業費として1289万1千円です。第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習費651万9千円です。地域人材育成研修施設整備としまして、旧旭小学校の研修棟の施設整備に要する実施設計費ということで追加で補正でございます。第6目保健体育総務費19万5千円。スポーツ振興事業において受講者数の増加、回数の増加によるものでございます。

続きまして次の頁で、第8款土木費、第2項道路橋梁費、補正額468万2千円の減額でございます。新区画明治線と赤羽下宇莫別線の事業費確定による減額とですね、原野1線の道路改良舗装事業として売却予定の旧苗畑内を通過する原野1号線の実設計費の追加でございます。第4項都市計画費、第1目街路事業費292万1千円の減額でございます。旭町4丁目5番線の事業の事業費確定による減額でございます。第3目公園費131万9千円でございます。美馬牛駅前広場整備事業ということで、地域の行政区から町が取得するように要望のあった旧JA美馬牛支所用地についての土地開発公社が取得したため、うち一部を公衆用トイレ及び駐車場と整備するための設計費の追加でございます。第5項住宅費、補正額199万1千円です。町営住宅の修繕に係る経費の追加です。

第9款消防費、第1目消防費、補正額1342万4千円の減額でございます。現在消防で進めておりますデジタル無線の整備事業費が確定したための減額でございます。

続きまして、26頁になります。第10款教育費、第2項小学校費、補正額1556万7千円でございます。小学校管理事業費としまして児童の机、椅子の老朽化に伴う更新で747万

円。それと旭小学校体育館改修事業、旭地区の災害指定避難所である旭小学校体育館について、災害対策基本法の改正に伴い耐震化基準を満たすことが必須となったため、耐震化の実施設計を追加するものでございます。第3項中学校費、補正額1245万8千円です。中学校の管理事業費としまして小学校と同じく机、椅子の老朽化に伴う更新として815万8千円、中学校グラウンドの改修に伴う実施設計費の追加として430万円でございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第6目丘のまちびえいまちづくり基金23万円の補正でございます。これにつきましては、まちづくり寄附7件の追加分でございます。

次に歳入について説明いたします。10頁へお戻りください。歳入事項別明細書、歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額3784万9千円、地方交付税について補正するものであります。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、補正額176万円の減額でございます。旭町4丁目の道路改良舗装事業の事業確定に伴う減額です。第3項国庫委託金31万5千円の補正であります。国民年金のシステム改修に伴う交付金の追加でございます。

続きまして、第15款道支出金、第2項道補助金、第3目労働費補助金、補正額485万円の減額でございます。緊急雇用促進推進事業の事業確定に伴う減額です。第4目農林水産業費補助金、補正額298万7千円です。青年就農給付事業の事業費増による交付金の追加と未来につなぐ森づくり推進事業の事業費増に伴う補助金の追加でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金23万円の追加でございます。まちづくり寄附金7件分でございます。

第18款繰入金、第1項繰入金、国民健康保険特別会計への繰入金でございます。

第19款繰越金、第1項繰越金でございます。前年度繰越金、今回で全額計上となります。

第20款諸収入、第5項雑入1040万4千円の補正になります。講座等の参加者増による追加として7万円、食料供給基盤の事業として道営事業の事業費増による追加で4万円です。それと先に説明しました次世代自動車のインフラ整備の事業費補助として1029万4千円の追加でございます。

続きまして、21款町債、1項町債、第2目民生費、補正額600万円でございます。美田のへき地保育所建設に係るものでございます。3目衛生費、補正額310万円、医療扶助費増に伴う追加でございます。第4目農林水産業債、補正額1870万円です。美瑛町森林組合が導入する木質バイオマス加工流通施設整備事業の事業債でございます。第6目土木債、補正額130万円の減額でございます。新区画明治線の事業確定に伴うものと、それと美馬牛駅前広場事業に伴う追加でございます。第7目消防費1120万円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。第8目教育費、補正額800万円、旭小学校の体育館改修に伴う、耐震化に伴う事業債でございます。

続きまして、第2表地方債補正について説明いたします。9頁へお戻りください。町債の総額に2330万円を追加し総額を12億3260万円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正、変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額6億6710万円、変更後限度額6億8240万円。緊急防災減災事業、変更前限度額1億600万円、変更後限度額1億800、失礼しました。変更前が1億60万円で、変更後限度額が1億860万円でございます。合計としまして、変更前限度額が12億930万円、変更後限度額が12億3260万円です。7頁及び8頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略いたします。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、保健福祉課長」の声）

はい、藤原保健福祉課長。

（保健福祉課長 藤原 悟君 登壇）

○保健福祉課長（藤原 悟君） 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は28頁からになります。最初に議案条文を朗読し、その後に内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からです。議案集の32頁をお開きください。歳出、第1款総務費、第1項徴税費、第1目賦課徴収費、補正額16万8千円の減です。上川広域滞納整理機構への国保税分引き継ぎ金額の減により、負担金を減額するものであります。第2款諸支出金、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金、補正額96万円の追加です。平成24年度会計決算に伴い一般会計の繰り出しを行うものであります。

次に、歳入のご説明を申し上げます。30頁にお戻りください。歳入、第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額79万2千円の追加です。平成24年度会計からの繰越額の確定により繰越金の整理を行うものであります。

29頁の歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告（午前11時51分）

再開宣告（午後 1時00分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、水道整備室長」の声）

はい、宮崎水道整備室長。

(水道整備室長 宮崎 敏行君 登壇)

○水道整備室長（宮崎敏行君） 議案第5号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては34頁になります。今回の補正は、泉源施設の修繕経費につきまして一般管理費で修繕料の増額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出から説明いたします。38頁をお開き願います。歳出、第2款泉源施設費、第1項管理費、第1目管理費、補正額103万3千円の増。泉源14号井ポンプ故障に伴う修繕料等々不足する額を補正するものでございます。

次に、歳入の説明を行います。36頁にお戻り願います。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額103万3千円の増、前年度繰越金を歳出に充当するものでございます。35頁の第1表歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） はい、室長そのまま。

次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

宮崎水道整備室長。

○水道整備室長（宮崎敏行君） 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては40頁になります。今回の補正は、人事異動に伴う給与、手当、負担金につきまして一般管理費の増額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。44頁をお開きください。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額46万6千円の増。人事異動に伴う給料、手当、退職手当組合負担金等の不足額を補正するものです。

次に、歳入の説明を行います。42頁にお戻り願います。歳入、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額46万6千円の増。前年度繰越金を歳出に充当するものです。41頁の第1表歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） はい、室長そのまま。

次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

宮崎水道整備室長。

○水道整備室長（宮崎敏行君） 議案第7号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議

案集につきましては46頁になります。今回の補正は、収益的支出の営業費用で水道施設の修繕料、人事異動に伴う給料、手当の不足額を増額。収入では営業外収益で建物災害共済金の増額をお願いするものでございます。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

はじめに、収益的支出についてご説明を申し上げます。47頁になります。支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額216万2千円の増。修繕費については清富浄水場計装機の落雷被害による修繕のほか、設備の故障による修繕費不足額の補正でございます。第2目配水及び給水費、補正額321万8千円の増。修繕費につきましては、平和地区配水池計装機落雷被害による修繕のほか、漏水修繕等による不足額の補正でございます。第3目総係費、補正額92万9千円の増。職員の異動に伴う給与、手当の不足額の補正でございます。

次に、収入の説明を行います。収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第5目雑収益、補正額77万1千円の増。落雷被害に対する建物災害共済金の増額でございます。以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これで5案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

総括質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、5案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第3号についての総括質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) はい、4番杉山です。4番杉山です。補正予算の質疑の前段となる問題として、町長にまずその所見を伺いたいと思います。今回の補正の中にオガ粉製造施設が補正として計上されておりますが、既に多くの方が知っておられるとおり、この工場は既に12月の9日に竣工式が終わっております。工場は稼働されております。言うまでもなく予算の執行は、議会での議決を経て執行されるものでありますが、なぜこのような言わば議会軽視、あるいは全く議会を無視するようなこういう事態が起きているのか。審議の前にまず町長から、このことについて明確な所見を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) それでは、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 答弁を申し上げます。ただいま杉山議員さんの方から森林組合さんのオガ粉の製造施設についての予算提案について、議会軽視だということでもありますけども、私か

ら答弁させていただく、これ時系列にお話をさせていただければ、議会軽視などはしていないということをご理解いただけるんじゃないかというふうに思っています。まず時系列的にお話をさせていただきますが、この施設につきましては当初、町の通した事業として事業化をしようということでお話をいただきました。しかし、道と関連する予算等が準備できないということで一度この予算の計上については見送った経過があります。その段階で町としては、この事業の部分についての情報については得られないというような状況になっていたわけでありまして、森林組合さんとしては、どうしてもやはり森林組合さんの今後の組合の運営を考えれば、導入をすることが是だということで取り組まれて、引き続き取り組まれておまして、その取り組みを進められながら全く別の予算として、町の予算を通らない予算として独自に森林組合さんが補助金を受ける事業として、森林組合さんの方で決定して導入を進めたところがあります。それが大体6月ぐらいのことだというふうに思っていますが、7月頃にそういう経過で建てることを決めたと。道の方でも国の予算も導入できることで、森林組合としては建設を決めたということでありました。その断からいろいろとお話を伺っている中で、森林組合さんが建設するに当たって、補助金等の対応を何とかできるかということでもいろいろ話を伺っていましたが、当初予算でない部分とそれからまだ予算の確定がされていないということで、オガ粉の施設ばかりでなくて機械の導入等も併せてするというものであります。これも町の予算を通すものでありませんから町が情報を発信する、情報を掴むということの内容ではありません。議会に町として説明できるものは無かったわけでありまして、そのことを理解していただければ、通常の町の窓口を通った予算であればこれは説明できますけれども、森林組合さんの独自の事業でありますから、これを町が皆さん方に説明するという題材については基本的には無いわけでありまして、その段階で補助金の関係につきましても補正予算でありますから、補正対応ということになれば町の単独事業とか、そういった部分についても非常に厳しいと。つまり起債等もどういった形でできるか、そういった財源の確保の問題があるので、この部分については今後、金額等をどういった形で機械等も入れていくのか、そういったこともよくお聞きしながら対応をしていきたいと思います。また、財源の確保についても1番やりやすいというか、できるのであれば過疎債があれば裏財源も獲得できるということでの考え方を示させていただきました。その部分で、しかし我々としては、年間の経営計画なので過疎債の枠というのは基本的にはある程度決められてますんで、過疎債が出るかどうかということもわかりません。そうすると過疎債が得られないということになれば、単独で数千万のお金を出すということについては厳しい状況もありますので、これが例えば通常の農業振興補助のように3分の1、補助金の残額の3分の1出せるかどうかということも、これについては森林組合さんには保留の状況で過疎債そういった裏財源が確保できればと、できなければ5分の1、6分の1ということもありますよということ、これは今までもそういう形をとった経過があります。そういう

お話をさせていただいてまいりました。その中で森林組合さんの方も事業を進められておられたということでもありますから、しかし最終的に財源が金額が決まったのは11月であります。11月に工事の関係のいろんな設計の見直しですとかそういったもの、それから機械の導入そういったもの決まったのが11月であります。つまり臨時会が終わってからのことでもあります。そして我々もその後、金額等について提示をいただき、その金額に基づいて、では過疎債について調査をさせてくれということで、過疎債の方はいろいろと情報交換しておりましたので、何とかその分、機械の部分も対応できるのではないかとということで、それでは3分の1の計上を検討してくれと言って私どもの担当にもお話をさせていただいたところでもあります。基本的にはこの部分に至ってもやはり森林組合さんの事業ですから、町が森林組合さんの情報をどこまで出せるのかということは、議員さんにもその辺は考えていただければならんと。これを議会軽視と言うのであれば、町はどんな情報でも持っているものを全部皆さん方に出さなきゃならんということになります。そういうことにはならないということをお願いしたい。それから今度は建設が動いて、稼働してからの話になったじゃないかということでもありますけども、基本的な工事期間は12月も工事期間に入っておりまして、年末までかかる予定で年明けに工場を動かしたいと、そういう予定で伺っておりました。しかし事業を進める中で、機械等の導入が思ったより早く出来たんで、森林組合さんとしては機械が設置され施設が動かせる状況になったので、なんとか早く動かしたいということで、予定を変更して12月の9日にオープン式を行ったところでもあります。これも町の権限はありません。いつオープンするか、いつ稼働するかということは町の権限で決めれることではありません。ですから、基本的には森林組合さんの事業に対して我々が補助金を出す、その時にこういった形でいろんな諸般の状況があつてこういう形になったということでもありますから、これを議会軽視と言われる筋では私はないと、町長としてそう申し上げなければならんと思っております。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) 今、町長から時系列の説明がありましたけれども、これは議員協議会としても数日前に理事者側から説明を受けたわけですがけれども、何かその時の説明と今町長が行われた説明とやはり理解の点で、我々の理解の点です、全然食い違うような結果になっているなという感じを率直に受けました。やはりその時から既に問題になっているのは、今回補正として本日議会で議決するものがなぜ遅れたのかと。その時には9月の定例や、11月の臨時議会もあったではないかと。そういう繰り返しの質疑の中で、最後まで理解できなかった問題なんですね。ですから、当初から明確に森林組合で独自にこうした計画が進められて、その後で追っかけといいますか補助金を取ることができた。そういうことでの流れの中での説明があればまた違ったと思うんですが、そのところは結局埋めきれないままに今日の議会を迎

えているわけです。ですから私の今のような質問になったわけですが、やはり何ていうんでしょうかね、仮に今の町長の説明のとおり最初から補助金の問題があったにしても、計画そのものとして森林組合が独自に進めてきたものとして、そして後からようやく補助金が出される見通しになったと。そういう時系列的なそういう説明があつて納得ができればまた別でありましたけれども、なかなかこの間の条例ですとか予算ですとか等々の中で議会との食い違い、あるいは思いを共有できない部分、一致できない部分というのが最近特に多く見受けられるものですから、その点で議会に対する説明等で不十分さがなかったのかどうか、この点はどうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) いろいろな事業を行っていく上で我々がもつ情報というのは、いろいろ町独自のものとか町以外のものとか、あるというふうに考えます。また一方では、事業等を取り組みに町民の方、町で取り組む、町民の方に例えば福祉施設をつくるとか、それから図書館をつくるとか、そういった部分で町民の方々と直に情報交換をして取り組んでいる事業というようなものもあります。一方で企業の方ですとか特殊な関係団体、ある意味では相手の方々特殊と言っちゃ失礼ですけども、それぞれの理事会ですとかそれぞれの職員、役員の方がおられて、それぞれの組織が事業を行う。そしてまた、我々と協力し合つて行うという部分については、相手の方々、自分のところの情報という部分をどう使うか相手の方の立場をしっかりと考えて情報を出していかなければならないわけでありまして。そういう意味では、今回の案件について私は、やはり森林組合さんの独自の事業として進められている中で、我々はその情報をいただきながら補助事業について町として対応できるものはしていくということですから、補助金の額と決定また財源の確保等なしに例えば3分の1になるのか、5分の1になるのか、6分の1になるか、わからないというそんな中で、説明責任を果たせないような中で情報発信するという事は難しいわけでありまして。そこら辺を執行者側のやはりそういう取り組みの部分理解していただかなければ、議員さん方にこれも説明なかったから、これも説明なかったから町が悪いということになれば施策を作るという意味では非常に厳しくなってきます。そういう案件ごとに、やはり我々も情報を提案させていただいて説明させていただける、そういういろんな何て言いますかね形があるんだということを、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。今回の部分についてはですね、これはいろいろ見方もありますけども私の方から担当課長にも町長これについての部分ということでいろいろ打ち合わせしました。これ情報出すとか出さないとかというよりも補助金の額とか、それから機械については我々が出せるのか出せないのか、オガ粉だけの施設なのかそういったこともいろいろ論議し、やはり財源の確保等も含めていろいろとまだまだ決めかねる部分があつてきたところであります。当然最終段

階で金額が確定され、我々も補助金の原資としての資金が得られるという中で、皆さん方に提案できる内容としての説明をすることになります。これが例えば、相手が図書館のような施設です。ね、建てるのが住民との協働の作業だという部分については、これはですね常に建てる時分から、これから郷土資料館のものもそういうふうになってくるんだと思いますけども、こういった部分とはやはり違いが出てくると。この辺を理解していただければ、外部との協議、それぞれの組織に対する思いやり、思いやりといいますかそれぞれの立場を守っていく、そういうことがなかなか難しい部分があると。森林組合さんには森林組合さんの今日もおいでですけど組合長さんもおられるわけですから、その組合長さんの立場を超えて我々が皆さん方に森林組合の施設事業についての説明をし、それを良い悪いと判断をいただくということになるのかどうか。その辺は、やはり提案できる内容になってから提案をさせていただくというのが理にかなってるんじゃないかと思います。ぜひその辺ご理解いただければなというふうに思っているところで、ただ、いろいろな状況中で我々も落ち度がないということは言いません。そのときには落ち度があった場合に、これは謝りながら皆さん方に情報の発信をちゃんとすべく、その度に判断をして反省もしてまいりますけども、そういう考え方の中にあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) はい、わかるんですよ。町長言われてることはほとんどわかるんです。そういう点でね、ただ一つ私が理解できなかったのは、結局この予算書を見たときに全く単純なことなんです。執行前に予算議決前になぜ先に進んで。この問題をうまく説明できなかったのか、私の理解の仕方が能力がなかったのか、それはわかりませんが、結局そこを埋められなかったと説明で。やっぱりその問題なのかなというふうに私は今の町長のね説明を聞いて思うわけですけども、確かにどんな情報でも出せない、全て出せるか、出せないのはそれは百も承知ですよ。そのことを無理に出せ出せと言ってるわけでもないし、やっぱり時系列の中で事前に説明、報告あるいは説明もできなかったけれども、その補助金を取るためのやはり日時とか、そういうことが結局この時点になったんだよと。だけどそれは独自に森林組合としてはもう進んでることだったんだと、この辺のところは伝わってくればね、これほど私も今回質問するようなことはなかったと思うんです。結局あれだけ協議会の場で議論あり説明を求めても、そこが埋めきれなかったということだけは、ぜひ町長も知っておいていただきたいなというふうに思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 施設が動いているのにその動いたものについて、議会の裁量についてど

う考えるんだという部分について議員の皆さん方に不審が残ったという意味での議会軽視ではないかということです。この辺についてはですね、施設の整備等については土地の段階でお話をしている中で、町の補助金がどういう形であれ森林組合さんとしては、この施設は森林組合、これからの美瑛町の森林、林業の活性化のために必要だと。町のものが3分の1なろうと、6分の1なろうと、まして0になろうと森林組合さんについては取り組まざるを得ないんだと、取り組むんだということで事業が進められています。この部分については、私もその補助金の対応のときに、そのような会話の中で、しかし町長としても森林、林業は美瑛町の面積の7割を占める国有林も含めてでありますけども、そういう占める産業であるから、この部分についてできるだけことはしたいと。しかし町としてもそういった部分について、財政の配慮等もご理解いただいて対応させていただきたいということをお話をしてきました。先ほど申し上げましたとおり、施設の稼働の部分についてはですね年明けを準備しておられたということで、その辺については私も担当もそういう形で考えておりましたので、こういう状況になったということについては私もお詫びをしなきゃならんというふうに思います。ただ、森林組合さんができ上がったものをできるだけ早く動かしてみ、そっからつまりオガ粉を使っただけでの方々への情報発信という部分もあって、そういったことを年内にできるだけ早くして予算化、相手方の予算化にも間に合うようにしたいという思いもあったんだというふうに思います。動かす方を早くすることについて、理解いただきたいということで私どもにお話をいただきました。それについても内容的には理解できるということで、こういう形で提案をさせていただくようになったことをご理解いただければというふうに思います。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで議案第3号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第3号についての質疑を行います。議案集の14頁から17頁まで。はじめに、平成25年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費についての質疑を許します。

（「はい、7番」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 14頁から15頁、第2款総務費、第1項総務管理費、第4目車両管理費、第18節備品購入費418万4千円について伺います。先ほどの提案説明で本件事業は、電気自動車3台の購入費と伺いました。そこで3点伺いたいと存じます。先ほども言われましたが、国の地球温暖化対策の一環としまして省エネやエコ対策、本町でも積極的に推進されるということは大変望ましいこととあります。ですがエコカーとしましてはですね、現在ハイブ

リッドカーなどの選択できたのではないかと思いますけども、この度中古の電気自動車を特に選択をされた、選定された理由などについてまず伺います。

2点目ですが、ガソリン車の場合はですね1リッターの燃料の燃費など、走行距離によって燃費などの効率性や性能などをですね比較、検討する場合も多いわけではありますが、この度の電気自動車の場合はですね効率性とか性能だとかはですね対ガソリン車に対する比較ですとか、あるいは電気自動車同志の比較というのは、どのようになさっているのでしょうか。またできるのでしょうか、伺います。

3点目としましてですねバッテリー電池の寿命、耐久性あるいは航続距離ですね、これはどのような状態の電気自動車なのでありましょうか、伺います。

(「はい、総務課長補佐」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、今野総務課長補佐。

○総務課長補佐(今野聖貴君) 総務費の車両管理ということで3点ご質問いただきました。まず1点目と3点目がほぼ答が一緒になるかと思いますけども、今回、経済産業省、環境省が取り組むクリーンエネルギーの推進ということで、メーカーの方からですね試乗車をこれですよということで、中古と言いましても試乗車の中古なんですけども、新車で買いますと約370万円程度の物なんですけども、試乗車ということで150万円で3台取り組むところには進めてくれますよという事業にのっとったものです。選定という部分でこちらの方からあえて選定していることではなく、この自動車ですよということで購入する予定になってございます。それと、ガソリン車との比較ということなんですけども、この自動車満タンで満充電で夏で大体200キロ程度走る予定になってます。普通の自動車で200キロ走るといことなりますと、リッター10キロ走る車ですと20リッター150円でいきますと単純に3千円ぐらいになるかと思いますけども、それが満充電ですから電気料程度で、電気料が車庫に納めている電気料ですと大体8時間ぐらいで満充電になるというような電気料です。それが道の駅に今度受電施設がつかますんで、それでいきますと20分程度ですぐ充電できるというのもですけども、ちょっとその辺確かな金額の精査というものはちょっとできない状態なんですけども、かなりそういった部門でも経済効果はあるのかなと。併せてやはりクリーンエネルギーということなんで、美瑛町というところでもクリーンエネルギーが進めていくというPRにもなるんではないかということで導入の予定を立てたところです。以上です。

(「はい、7番」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 1点はですね再度伺いますけども、1点は今申し上げましたように国の温暖化対策、再生可能エネルギー対策など、ますますですね本町がエコ対策や省エネ対策というものを推進されるということは、大変大事な施策であると私も存じておりますが、またぜ

ひ進めていただきたいと思いますと思うわけですが、今後です本町の車輛も省エネ化、エコ対策としては計画的なですね、これからのエコカーなどをですね導入することを検討されているのでしょうか。まず1点目として伺います。

それから2点目なんですがね、先ほどの補正予算の中に車庫にこの度充電設備を配置するという話がありました。でも、ご答弁では道の駅の丘のくらに今度できるですね充電スタンド、後ほどまた伺う予定をしておりますが、あそこは急速充電がメインで、こうした本町が購入する電気自動車は普通充電だから急速充電の充電スタンドを使うわけには、ないような状態なのではないかなと思ったりするんですけども、とにかくバッテリーの効率性ですねこの辺電気代がなんぼくらいで200キロも走れるのか、そういうような具体的な計数ですね、こういうものをやっぱり掴んでいただいております必要があるんじゃないかと思うんですが、検討をしていただく必要があるんじゃないかと思っておりますがいかがでしょうか。

(「はい、総務課長補佐」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい。今野補佐。

○総務課長補佐(今野聖貴君) すいません、説明不足のところがありまして。充電機につきましては、道の駅につけるのは道の駅利用者とか等々使う充電機になります。車庫につけるのには、車を格納して夜充電しておくという給油状態ですか、夜の中に夜間電力といいますか、そういった部分で200ボルト、100ボルトでなく約200ボルトになるもんですから、その部分で整備するものです。それとこれからの導入ということになるんですけども、こういったものを初めての導入となるもんですから、こういったものを検証しながらですね、今後導入についてどうするかということも検討していきたいと思っております。バッテリーについてなんですけども、使用頻度等々もあると思しますので、そういった部分をですねこれからかかるランニングコスト、経費等々導入に伴い、これが今回格安で入るもんですから、そういった部分で検証しながらですね今後の方向を見据えていきたいというふうに考えております。

○議長(齊藤 正議員) 今野補佐。その200リッターでどのくらいかかるのか。金額。200ボルト。もしわかれば。

(「はい、経済文化振興課長」の声)

はい。武井経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) ちょっとセクション違いで答弁を申し上げて申し訳ございません。今花輪議員の方からお話ありますように、この後道の駅の充電機のところで出てまいります。それで実はですね今野補佐の方から申し上げましたように、今回はあるメーカーが試乗車を1台150万円ということの格安で普及を兼ねて、それに町の方が申し出をしたら今回該当になったということでございます。電気自動車につきましては今家庭用のコンセントでは即充電できる状態ではございません。従いまして、電気自動車を購入される場合につきましては、

ここにあります備品の変換機ですね、それを車と一緒に購入をいただく形になろうかと思ひます。従いまして3台購入するわけですが、その分は車にそれぞれ付いてくるということになります。併せまして、道の駅の方でお答えをすればいいんでしょうけれども、急速充電を含めまして急速充電のカードなる物もですね併せて車を販売する段階で付いてくると。そのカードによりまして急速充電所やなんかでは、そのカード使って充電をするというような運びになってございます。以上です。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 今回の電気自動車のテスト的な導入についてはですね、去年の暮れのころ国が予算のいろいろ検討してるときに、経済産業省のレベルで電気自動車用の給油施設を道の駅に試行的にやりたいと、やってみるという政策がありました。その政策を、国の政策を聞いて美瑛町としては丘のまちびえ、丘の景観を車で回る人が多いわけですから電気、ガソリンの公害の元となるような部分よりもやっぱりクリーンなところを使っただけような、そんな地域になればということいろいろ調査をしたんですけれども、なかなか政策にはななくて当初に上げるようなことにはなりません。それで経産省もどんなことになのかなと思って情報とってましたら、秋口になっていよいよ具体化して導入について補助をすと。ですから施設整備の部分については、大体8割方国のお金で道の駅に設置できるという状況ではありますけども、さて我々もじゃあそれを付けて少なくとも美瑛町のお金を出すわけですから、どれだけ使われるだろうと調査をしたんです。それを使ってるところが稚内にですね給電所があるようなんですけども、何年間使って何回と数えるだけ使われたということなんです。1年か2年の1年間で数えるだけしか使われてないと。それだけ電気自動車が普及してないということです。それだけに使われないものを無駄に付けるということにはならんということで内部協議をしたときに、経産省側と先ほど今野補佐の方から情報がありました使われないという部分がネックになってるんで、電気自動車を製造してる方から電気自動車普及のためのテスト車等を、テスト車というかそういう宣伝に使ったような車を格安で出すということに施策がその後付いてまいりました。それで、そういうことであれば率先的に役場の方で使ってそしてクリーンなエネルギー、クリーンな電気こういったものを活用する姿勢を見せ、そしてまた一方で、その政策が今後の我々の政策に耐えられるものなのかどうなのか試験的な導入を試みようじゃないかということで、それで3台こちらの方から要望いたしました。3台要望はしたんですけども、向こうの方で要望が多くあれば1台かそれぐらいになるかもしれないということだったんですけども、美瑛町の要望3台満どに出すということになりましたので、1台400万円近い車を150万円に出しますということですから、そういった車3台を購入させていただいて、まずは役場の方で試験的に使ってみたいということで今回の取り組みになっ

たという流れであります。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、5番齊藤議員。

○5番（齊藤幸一議員） はい、5番です。私も今の電気自動車のことで、もう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。答弁の中に丘を巡る観光客の方にも使っていたきたいみたいな説明があったように思うんですけども、その使われ方についてももう一度ですねどんなふうに使われるのか、ご説明をいただきたいというふうに思います。

（「はい、総務課長補佐」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、今野補佐。

○総務課長補佐（今野聖貴君） この導入を予定してる車につきましては、町の公用車としてですね町内乗るような形で、町外も出ることもあるかと思っておりますけども、業務等々で利用していきたいというふうに考えております。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の16頁から19頁まで、第3款民生費から第4款衛生費までについての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、11番角和議員。

○11番（角和浩幸議員） はい、11番角和です。私からは、第3款、第2項、第3目へき地保育所費、美田へき地保育所建設事業についてお尋ねさせていただきます。美田へき地保育所、確かに老朽化が進んでおりまして、このあたり直してもらいたいな、ここ改善してもらいたいなというような声を父母の方々からも伺っております。そこは解消されるということで期待も大きな事業でございます。そこでですけれども、新たな建設場所として美田の小学校を予定しているというふうにも伺っております。かなり立地も広がります。そういう意味では今まで以上の機能も発揮できる余地があるのではないかなというふうに思っております。特に美田保育所は近隣の旭の保育所を合併して、今運営しているという経緯もでございます。かなり大きなエリアを受け持った保育所となっておりますので、従来のものをそのまま古いものが新しくなるというよりは、新しい子育て、保育の機能を強化したそのような施設になるのがふさわしいのではないかなと思っております。そのあたりにつきましてご検討内容をお伺いいたします。

（「はい。保健福祉課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原保健福祉課長。

○**保健福祉課長（藤原 悟君）** 現在の美田保育所の敷地でありますけども、約2反、2千平米程度だということで、遊具ですとか、いろいろ表の遊びですとかやる上においては、ちょっと手狭かなということで考えているところでもあります。できれば敷地の広いところを確保したいというふうな考え方が一つあります。新たな機能ということでのお話でありますけども、まだ実施設計の予算段階ですので多くは申し上げることはできないかなというふうに思いますけども、今考えておりますのが、昨今保護者がですね子育てに非常に悩みを持たれているというように、保育所に対してもいろんなご相談があります。現在は職員室での対応ということになっておりますけども、やはり職員室ですとやはり目につくところの配慮も必要になってくるのかなというふうに考えているところでもあります。その為にですね相談室などを設けてみてはいかがかなというふうに考えているところでもありますし、その相談室がですね地域の保護者の会合の場ですとか、または地域の大人の方の会合の場ですとか多機能に使われるような、そういったような施設になればいいのかなというふうに考えておりますけども、あくまでもこれは決定したことではなくてですね今後検討していく内容になっておりますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

（「はい」の声）

○**議長（齊藤 正議員）** はい、11番角和議員。

○**11番（角和浩幸議員）** はい、11番です。もう1点だけお尋ねさせていただきます。この計画は地元の方で説明をされて以来、保護者の方々からもこうしてほしいとか、ああしてほしい、ここ直してほしい、こんな機能も欲しいというようないろんな声が出ております。先ほど町長の話にありました地域住民と一緒に作り上げていく施設という意味では、保育所はまさにそのような性格を持った施設だと思います。そこでですけども、地元住民の声を吸い上げていく、そのような今後の検討体制についてどのようにお考えであるかお尋ねします。

（「はい、保健福祉課長」の声）

○**議長（齊藤 正議員）** はい、藤原課長。

○**保健福祉課長（藤原 悟君）** はい、今日は補正予算のご提案ということで、この補正予算がお認めいただきましたら多分年明けになるかと思っておりますけども、地域の保護者と私の考えておりますのが町長も交えた意見交換を行いましてですね、どのような方向で建築をしていくかというように検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○**議長（齊藤 正議員）** はい、他に質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、1番沢尻議員。

○**1番（沢尻 健議員）** 同じく、角和議員と同じへき地保育所の建設事業につきましてですね、これぜひ町長にお聞きしたいんですけども、あとへき地保育所5か所あると思うんですよね。

その中でですね、これ今保育所なしでは地域も子供を育てるっていうんですか、なかなか無理な状態になってきてるんですよ。共働きもあったり、なおかつ核家族でじいちゃん、ばあちゃんがないということで保育所なしでは学校までの育て方っていうのは、なかなか難しいものがあると思います。そんな中で他の地区、確か5か所と思うんですけど、40年近く経っている保育所も数あると思います。その辺のこれからの扱い方っていうんですか、町としてどういう考えを持ってるかちょっとお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 町長指定ということで答弁を申し上げますが、これ藤原課長の方でも答えていけば同じ答えになるかなと思うんですけども、基本的にはやはり重要な施設だというふうに位置づけていますので、今回の美田へき地保育所の場合については、特殊な要件等がありまして子供たちの環境が、保育する環境が時々やっぱり厳しい状況になるところがあるということで、場所の見直しも含めて取り組みをさせていただきました。しかし、今後ともこの保育所については重要な施設、位置づけにありますので、地域の方々の要望等を承りながら更新等もするべく検討していくということになるというふうに考えております。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の18頁から21頁まで、第5款労働費から第6款農林水産業費までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の22頁及び23頁、第7款商工費についての質疑を許します。

(「はい、7番」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 22頁から23頁、商工費の中の第4目交流促進施設費、説明欄の(1)道の駅電気自動車充電設備整備事業1289万1千円について伺いますが、先ほども町長からも、また課長の方からも答弁があったんでございますが、まずですね本件の公共用の電気自動車のための充電設備、一般的には何か充電スタンドとか充電ステーションなどと呼ばれているようなんでありますが、この公共用の充電スタンド、今後の管理、運営方法はどのようになるのでしょうか。もう1点はですねこの充電スタンドは、同時に何台もですね電気自動車が充電できるシステムなのではないかと伺います。

（「はい、経済文化振興課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、武井課長。

○経済文化振興課長（武井一真君） お答えを申し上げます。先ほども一部申し上げましたが、今花輪議員、町長の答弁の中で公共用という言い方をされておりますが、決して町の3台のためだけのスタンドではございません。あくまでも今電気自動車の普及というのは、22年度から発売を開始されておまして24年度末で全道で1111台の登録がございます。23年度につきましては、800台弱の購入という形になってございまして、25年度の数字はまだ出ておりませんが恐らく千台弱の数字になるかと思っております。従いまして、合わせて北海道内には2千台弱の電気自動車があろうかと思っております。併せまして、その2千台のうちにレンタカーも100台未満のレンタカーがあるように思っております。従いまして、このレンタカー等でですね移動される方々、もしくは自家用車で移動される方々の充電施設ということを位置づけて、今回建設をさせていただくということになります。併せまして、スタンドでございますが当然冬ということもございまして、今言う充電スタンドに上屋をかける形で今回ご提案をした金額ということをお願いをしたいと思っております。先ほど急速充電の時間等も言っておりましたが、1台に要する時間につきましては急速充電でおおむね30分。走行距離は自動車4社ございますが、その4社で言っておるのは150キロから200キロというような言い方をされております。維持管理につきましては、保守メンテということで月に1回専門の業者に点検をお願いする部分と、あと基本料金的なものがかかってございまして、おおむね年間の経費としては100万円程度かかるのかなと。その中で電気自動車4社からの補助金等もございまして、町負担は1年間約40万円程度かなということで現在考えておるところでございます。

（「はい、7番」の声）

○議長（齊藤 正議員） 7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 一般的にですね公共用充電スタンドと申しますのは、公共用の施設とか駐車場とかそういう設備の場所が公共用の所を使っているんだということで、民間の部分と分けて区分しているという言い方で公共用の充電スタンドという呼び方をしたわけでございますが、それで今伺った部分の中でですね、本町が設置者としましてですね利用者から充電スタンドの利用料金をですね徴収、本町にその利用料の収入が入るのか。本町は無料でですね、しかしながら利用者としては充電カードなんだから有料なんだと。それでどういう状態なのか。また料金なんですがね、今回町が作るものは例えばシステムとしてはわかんないんですが、充電カードは1枚3千円で買って何キロワット使うとかですね、10ワットは200円だとかいろいろあるようにも伺ってるんですが、その辺の利用料は設置者としては利用者から徴収をするのか、しないのか。また利用者はこの充電スタンドの利用料をですね、どのような形で、ま

たいくぐらい納めることになるのかなどについて伺います。

(「はい、経済文化振興課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) 前段で大変公共用の関係につきましては、ちょっと私の方の早とちりで失礼をいたしました。申し訳ございません。利用料の関係でございますが、先ほども一部申し上げましたが、その車を購入される段階でカードが付いているということでございます。そのカードで現在、電気事業者4社なんですが無料で当面の間、急速も含めてですね充電のできる体制の整備をとって普及啓蒙に努めているということでございます。ただ一部、自動車関係メーカーが9割方この充電機を持っておるわけでございますが一部道の駅等にもございます。民間の施設も一部あるように聞いております。そんな中で一部は別なカードをお売りをして有料という形で、例えばでございますが私どもに今入っている情報では、30分の急速充電で500円の消費税525円というようなことで料金を独自で取っているところもあるようです。ただ今回につきましては、あくまでも電気事業者4社が先ほど言いました維持管理費についても補填をするということで、カードもそちらの方からの発行になりますので、その収入につきましては町ではなくて、道の駅ではなくて、電気事業者4社に入るというシステムになっているようでございます。

(「はい、7番」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) あともう1点再度伺いたいですけど、このスタンドのランニングコストですね、今の課長のご答弁ではメーカー4社からですね相応な補助金が雑収入か何かで入ってくるというお話でございましたが、これはずっとですね施設がある間入ってくるのでしょうか、どのようなことになってるんでしょうか伺います。

(「はい、経済文化振興課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) 今申し上げましたように、今現段階では普及促進に努めているということが前提ということで、現在うちの方で得ている情報につきましては、5年という情報もありますし、8年という情報もあるんですが、普及の関係で急速に普及が伸びた段階ではそういう変更があるのかどうかわかりませんが、最低5年以上はですね先ほど言いました電気事業4社からですね手当という形で、町の持ち出しにつきましては40万円程度、保守点検を含めて40万円程度で運営できるものと考えております。

○議長(齊藤 正議員) はい、2時20分まで休憩いたします。

休憩宣告(午後 2時02分)

再開宣告(午後 2時20分)

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「はい」の声）

はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） 2番森平です。私からは、2項、2目生涯学習推進費、地域人材育成研修施設整備事業について伺いたいと思います。先ほどの説明では旭小学校を活用した企業と連携した研修施設の整備ということでございますけれども、どういった企業と、昨日一般質問で町長、具体名を出されてましたけれども、どういった企業とどういう連携をしていくのかというのを、まず1点目事業の概要について1点目お伺いします。

2点目としましては、既存の旧旭小学校を活用するということですが、その校舎をどういうふうな、本年度は実施設計ですが、次の段階としてどういった工事をどういうふうな改修をしていくのかということ。

3点目としましては、現在この施設が財産の区分としてはどういった区分にあって、次の段階でこの事業をどういった区分、どういった財産の扱いで相手方とどういった契約を結ぶのかという点の3点について伺いたいと思います。

（「はい、政策調整課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） 中山課長。

○政策調整課長（中山勝利君） 森平議員のご質問にご答弁をさせていただきます。まず1点目のどういった企業でどういった連携を図るのかということでございます。昨日も町長の方から少し述べさせていただきましたけれども、東京にありますヤフー株式会社ということでございます。どういった連携なのかということでございますけれども、まず使用の契約期間ということでございます。そしてヤフー株式会社におきましては研修施設、あるいはサテライトオフィスについて活用すると。あるいはITの講習会ですとか、次世代との交流会ですとかそういったことで活用するというところでございます。町といたしましても地域との交流、あるいは美瑛高校やら中学校、そういった学校とのIT授業ですとか2地域居住ですとかそういったことについてもいろいろと細かな協定をしたいと思っておりますけれども、今般の基本合意につきましては、そういった大雑把な文化的交流ですとかそういう連携を図っていきたいというふうに思っております。

改修内容でございますけれども、基本的にはまず男性、女性が研修をするということになりますので宿泊棟の改修をしたいというふうに思っております。それに伴ってトイレ、あるいは炊事場、あるいはシャワールーム、洗濯場そういった改修をしたい。研修で講習ですとか授業ですとかそういったこともありますので、2教室ぐらいは学校の機能をそのまま活用して改修をしていきたい。もちろん今、若干雨漏りもしているようでございますので屋根改修ですとか、外壁の改修ですとかそういったことも併せて進めていきたいというふうに考えてござい

ます。

3点目の財産の区分でございますけれども、今の現段階では教育の学校でありましたので教育財産ということになっておりますけれども、改修に当たって行政財産に変更をさせていただくということになるかと思っております。今後いろんな細部にわたって、この旭小学校の研修施設について更なる協定を結んでまいりたいと、そんなふうに考えています。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、わかりました。ということは言ってみると賃貸をすると。月額使用料を取って賃貸をするというようなイメージになるのかなというふうに思いますが、こういった月額使用料の想定はいくら位で想定されてるのか。それから先ほど工事の内容について伺いましたけれども、工事費としてどれぐらいの規模を次の整備にかけられるようなおつもりでおられるのか、という2点について伺いたいと思います。

(「はい、政策調整課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山課長。

○政策調整課長(中山勝利君) これから賃貸料等々具体的な決めをしていきたいというふうに思ってますけれども、今までの協議の中でもそういったことに触れながら進めてまいったわけでございます。賃貸ということになるかというふうなお尋ねでございますけれども、これからこれの活用にあたっての条例を整備をしてみたいというふうに思っております。条例の中でそういった使用料について記載をしていくと、掲出していくと、こういう形になるかと思っております。今までの協議の中では、月額でございますけれども30万をということで協議をしているところでございます。全体の事業費ということでございますけれども、これ工事の改修の内容によっても異なろうというふうには思いますが、今の概算では大体1億から1億5千万を目途にというふうには思っておりますけれども、例えば水回りですとかそういったものはどの程度の今調査実施設計をしてみなきゃわからないというようなところもございます。また、屋根につきましても雨漏り等の状況、屋根裏についても入って見なければまだ少し断定的なこと言えないのかなというふうには思っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、わかりました。私個人的にはこういったIT企業との連携というのは非常に町の発展にとって大きな期待を寄せています。ただですね、形上ただの賃貸契約になってしまって、ただの研修施設で使ってもらったということになってしまうと、今言った1億、1億5千万といった、ただの貸すだけにしては過剰な投資かなというふうに感じてしまいますので、ぜひともそれだけに留まらない活用を期待しています。先ほど冒頭でいろんな町

との人事交流であったり、いろんな活用を考えているとありましたけども、なかなかこういったものは理念でうたったとしても、なかなか思ったような成果が得られないということもあろうかと思えますけれども、ぜひ私は大きな効果を期待しますので、ぜひこの町のためにいろんな活用ができるように期待をしております。ぜひですね、そのために積極的に町の方から企業の方にアプローチしていくというような必要があるんじゃないかなというふうに思っていますので、ちょっと2点ほど伺いたいと思います。

まず1つ目がですね、この企業との連携がスタートしたときに町としてどのような体制をもって企業と関わって取り組みを進めていくのかと。積極的にこう企業と関わる体制というのはどういったものなのかというのが1点目。

それから2点目が、この企業との連携で具体的にどのような効果を期待されているのか。これを持っていないと事業の意味はあんまり無いのかなというふうに思っています。ぜひちょっとこの連携を活用して、どのようなまちづくりを進めていくかというところを出来れば強い町長の思いがとおりかと思っていますので、ぜひお聞かせいただきたいと思っています。

(「はい、政策調整課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山課長。

○政策調整課長(中山勝利君) 1点目の企業連携のスタートした体制でというようなことでございますけれども、どのような体制でっていうことでございますけれども、基本的には今冒頭私申し上げましたけれども、そういった文化的交流ですとか地域との交流ですとか、それから研修所として、あるいは学生、子供達との事業等々を掲げさせていただいてるところでありますけれども、先般もヤフーの方といろいろと協議をさせていただきました。まだまだヤフーの方は連携できることがあると、そんなことも言っていたところがございますので、進めてまいりたいというふうに思っています。とりあえずは、来年度早々にはですね各町内の関係機関を集めてヤフーの方々とワークショップみたいなものをスタートさせて、そこでどういうお互いの相互互恵関係が結べるのか、美瑛町にどう貢献できるのか等々についてワークショップでいろいろ話し合ってみたいとこんなことも言っていたいておりますし、またヤフーの方々第2のふるさとづくりを展開をしたいのだというようなことも言っていたしております。地域の方々といろいろとスポーツ交流をしたり、あるいは食事会をしたり、そんなことも広く、強くヤフーの方々望んでいるようでございます。そんなことを含めながら、人事交流を深めながらこの交流が実のあるものにしていかなければならない、こんなふうに思っているところでございます。

どのような効果があるかということでございますけれども、やはり私どもは人材育成ですとか、これからを担う中学生やら高校生そういった方々が、やはりそういったITの企業との関わりを持つということで、ヤフーの方々実は本社に修学旅行に来ていただきたいとか、そん

なことも言っていただいておりますし、先ほど申しましたように事業も引き受けるということでございますので、そういった美瑛町の未来を担う、そういった人材育成の場であってほしいなど、こんなことも効果の一つかなというふうに思っているところでございます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 私の方から、これもちょっと最初の流れからお話をさせていただきますが、東京事務所を出させていただいておりますが、その東京事務所の人間が交流を広める中でヤフーとの出会いがありました。ヤフーの方々が美瑛に来るのでということでじゃあちょっと接待しましょうということで、憩ヶ森の公園でバーベキュー等を行ってヤフーの方の他に証券会社とか、そういう方々来てくれたんですけども、そこでわいわいがやがやと私も参加させていただきまして、いろいろと話をしました。東京のそういう40代のそういう方々がいて、どんなことを考えてるのかということいろいろ話をしたんですけども、今回もヤフーの社長さんもその後美瑛に来て私も社長さんといろいろ話をさせていただきました。社長さんまだ40代で若い人なんですけども、企業としては今東京にいて仕事をするということについて、相当環境の悪化って言いますか、都市化がすれば都市化ということなんですけども、その都市化ってということについてやはり問題意識というか労働環境として厳しいものがあるというふうにも考えると。ただ、これは便利ですから東京離れるわけにはいかないんですけど、職員が4千人以上5千人近くいるというその中で、今ああいうIT関係は職員の良い技術を持った職員の取り合いが始まっているらしいんです。そうすると職員の福利厚生とか職員を会社に留めるためにも会社自体が職員に対し魅力あるメニューを持たなきゃならんということで、会社の中で食事はできる洗濯も誰かがしてくれると、全く仕事だけしていれば生活ができるというようなそういう環境も、飲み屋さんまであるみたいな。でも、それだけではやはり職員を本当に環境良く育てることはできないということで、地方に対してサテライトを作るということで四国ですとか、今回は長野の方にも社長の生まれた村の方にも検討したいというような話をしておりましたけど、そんなことを言っていました。バーベキュー等をやっているうちにこの美瑛でやれたらいいねというような話が出てきたもんですから、それでは検討してみましようかというお話をさせていただき、その後社長さんが来たもんですから、あまりこれは今東北の方で何市でしたか、石巻市の方で震災の後でサテライトの部分を持っていて、そこはちょっとしたそんな大きいものではないんですけども常時5人から10人位いられるところに職員を配置して、震災の対応だとか地域のそういった発展に情報関係の仕事の方から手伝うというようなことをやっておられるようですから、うちもそういったことであれば美瑛町の町の中の空いている部分ですとか、使えそうなものを紹介したんですけども全く余り興味を示さなかったんですね。そして、いろいろと場所を見ているうちにあそこどうでしょうかって言ったのは旭の小学

校で、そこが空港にも近いし4千人から5千人の人間を抱える中で、1か月単位でも何十人が50人位の人間を往来させるためには空港の場所も近いし、大きさもその位のものが必要なんだということで協議を重ねてまいりました。そんな中で、中山課長そして東京の観音君あたりが一所懸命情報交換をしてくれまして、なんとかそういう事業を立ち上げたいと、本格的に立ち上げたいということで私の方に計画等を持ってきてくれたところでもあります。連携の体制なかなかこういうことをやったことないんですけども、町といたしましてはそういうふうに都会の企業が地方にそれも美瑛町にそういうまちづくりを進めてるところに興味を持って入ってくるということに対しては、大変私もやってみる価値はあるんじゃないかというふうに思っています。具体的な効果等につきましては、これはヤフーの方もただ美瑛で事務所をつくって仕事をするというのではなくて、そういう社会的な活動をヤフーの職員が進めていく、その場を美瑛町に持ちたいということも兼ねていますので、相当ヤフーの方もいろいろな使い方をしたいという考え方をしているようであります。当然我々としては地域の方々の交流、また旭地区の方々もちろんですが、旭地区の方々と早く交流したいというようなことも言っているようでありますけども、そういう体制を今後検討していきたいというふうに思っています。今回は基本的な部分で合意ができた。10年、3年というような話もあったんですが、私どもは3年であれば投資というのは難しいと。寝袋に寝てくれという話だったんですけども10年という案件も出てきましたので、一定の投資をして10年経ってまたその更新に行けるのか、また違った活用の仕方がするのか、そんなことは10年後の課題として見据えていきたいというふうに思っています。今回この内容を説明させていただき、先ほど議会軽視というようなご意見、ご指導いただきましたけども、今回こういうふうに調査費を出さしていただくということ。実はですね来年度の事業として準備をしようということで検討をさせていただいていましたが、約20日前ぐらいですか、私の方から道庁の振興局の方に局長にこういう事業があるんで来年度に向けて事業等の支援を、体制何か道側でも検討してほしいということでお話をしましたら、いろいろ検討してくれたんですけども、道の方も来年は国の方は補正予算と一般予算と年度予算と合体予算のような形になるんで、もしこういった形でやるのであれば補正予算等も含めた施設整備の中で事業をやると。それに対しての支援はしやすいではないかというような意見もいただいたところでもありますので、今回こういった事業を委託料として設計をさせていただきたいということでお話をさせていただくものであります。これにつきましても、議会軽視ではないかというような、先日実はお話を議長さん、副議長さん、議運の委員長さんからいただきました説明をさせていただいたところでもありますけども、そういった状況の中で今回提案させていただいているということをご理解いただければというふうに思います。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番でございます。私も同じく旭小学校の再利用、再活用についてお尋ねさせていただきます。ただいまのお話でほとんどの構想全て明らかになったかなという感じでお尋ねしにくい面も多々あるんですけども、重複しない範囲で簡単にお尋ねさせていただきます。1点目、今町長のご説明がありましたけど10年の契約というお話でございます。旭の地元の方々、大変歓迎して喜んでいる構想ではございますけれども、一方でIT企業さんでいらっしゃるのので何て言いましょ、良いも悪いも判断がスピーディーで、きっと即決で動くような企業なんだろうなという思いをお持ちであります。そういう意味で、本当に長く旭に居続けてもらえるのかな、ずっと居ていただけるのかなという不安も声も出ております。私も実際その通りでございまして、1億から1億5千万の投資でございますので、ぜひ長く美瑛にお出でいただきたい、居続けていただきたいなと思います。そういう意味でも継続した事業になるということのお取り組み、特に10年という契約でもちろん強い縛りではございますけれども、それ以上に美瑛にいるということがメリットになるんだということを感じて体感していただくようなそのような取り組みが今後必要ではないかなと思いますので、そのあたりにつきまして1点お尋ねさせていただきたいのと、もう1点は、このことによりまして地元の雇用が発生するかどうか、その点についてお尋ねさせていただきます。

(「はい、政策調整課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山課長。

○政策調整課長(中山勝利君) 1点目のご質問でございます。10年の契約、先般も旭の方々にこの説明についてさせていただきました。基本的には基本合意書の中で10年間というふういうたわさせていただいております。ただこれにつきましては、両者双方が延長ができますよということになっておりますので、私ども双方がメリットがあるような有効な関係を保ちながら、地域の発展に企業側も寄与していただきたいなというふうなことも思いますし、私どもも来ていただいた方々がリフレッシュしてそしてまた東京へ戻られると、このようなことの繰り返しをさしていただければなというふうに思っているところでございます。地元の雇用ということでございますけれども、これからまた細部協定をいろいろと双方で協議をしていくということになるかと思っておりますけれども、今例えば食事をどうするのかだとか、そんなこともですね考えていかなければならないだろうというふうに思いますし、例えば管理部門についてどうするのかだとか、清掃等をどうするかどうかっていう具体的なものについて、これから細部協定を結んでまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、これから地元の雇用等々につきましては、双方で協議しながら決めていきたいなというふうに思っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) ただいま角和議員さんの方から指摘いただきました部分について、実は来月、東京の方に早々にちょっと他の用事もありまして出掛けますので、ヤフーの社長とも会ってこようと今準備をしています。その中で今、角和議員さんまた地元の方々の思っていることを率直にお話をさせていただいて、そして今後の協議の中にそういった部分を取り入れていただけるように話をしてこよと思ってますんで、他の点でまだ地域の方々から何かありましたら言っていただければ、お願いしたいというふうに思ってます。それから旭の学校の全体の今後の方向ですけども、体育館は地域の方々が使っている施設でありますから、これについてはですね今回の補正でも出させていただいているんですけども防災の設備としての活用をします。今も旭地区の避難所は体育館が指定されてますんで、しかしここを避難場として残すためには耐震の設備が必要でありますんで、この部分について金額が大きくなりますけども計上させていただきたいと。それで、この体育館については地域の方々またヤフーの方々も共同で使っていただくような形になるというふうに判断してます。それから校舎の方は大きな部分については屋根の部分が結構工事費として、屋根といいますか漏水等の対応が金額的にあるかなというふうに思ってますけども、あと内装等については木材を使った補助事業等を何とか獲得しながら、この事業を進めていければなというふうに考えているところであります。

○議長(齊藤 正議員) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の24頁及び25頁、第8款土木費から第9款消防費までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の26頁及び27頁、第10款教育費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

(「はい、7番」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 26頁、27頁、第10款教育費、第2項小学校費、説明欄の(1)小学校管理運営事業747万円につきまして伺いますが、先ほどこの事業が机や椅子、小学校が304名分の購入費と伺いましたし、中学校費でも332名分の机や椅子の更新なんだということで伺ったわけですが2点伺います。

1点目としまして、この補正予算によりましてですね新たに机や椅子を更新することとなった事情、原因、理由などについてでございます。中学校も同じだと思いますけども。

2点目は、この小学校304名分は全町の小学校、小学生全員の分ではないようでありますので、この一部であるのはどのような事情や原因、理由があるのでしょうか伺います。

(「はい、管理課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、後路管理課長。

○管理課長(後路宜伸君) ただいま花輪議員のご質問にお答えを申し上げます。小学校管理運営事業、学校管理用備品購入費、それから合わせまして中学校の管理運営事業ということでこちら学校管理用備品購入費、それぞれ747万円と815万8千円ということで今回補正予算として提案をしているものでございます。小中学校の児童生徒用の机と椅子の木製部分、机の天板それから椅子の座面それから背面、この部分につきましては、実は4年前にですね地域資源の有効活用とそれから木のぬくもりのある教育環境を目的としまして、カラマツ材を使った物に取り替えをさせていただきましたで、現在まで使用してまいりました。しかしながら、カラマツ材はですね非常に柔らかいということもございまして、傷みの進み具合も非常に早いということもございまして、今回補正予算としてお願いをするものでございます。机は既製の軽量天板、メラミン化粧板、それから椅子はポリプロピレンの樹脂製でいずれも高さ調整のできるものに更新をしたいというふうに思っております。

それから2点目の小学校の304組についてでございますけれども、市街地の小学校、美瑛小学校と美瑛東小学校の2校、高学年ですね4年生、5年生、6年生分につきましては、平成18年に今回導入をしたいという既製の机と椅子に既に更新済みでございまして、7年は経過してございますけれどもまだまだ使えるということもございまして、この部分は除いての数量ということになってございます。以上でございます。

(「はい、7番」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 子供達の教育環境を適切にですね整備するということは、大変大切な事業だと思うんであります。机や椅子がですねもう既に使用に耐えない状況だということであればですね、やはりやむを得ない。少しでも早くですね子供達のために取り替えなきゃならないということは充分理解はできます。しかしですね、今課長の答弁にありましたけど、4年前の平成21年6月定例会やっばり補正予算でですね、当時地産地消ということでですねやはり小学校も中学校も大々的に取りかえたと。しかしながら、平成18年に取り替えた物が未だ7年も経っても心配ないのに、わずか4年目でですねもはや使えない状態になってしまったと。本当に残念なことではなかったかと思うわけでありまして。そこでですね、今回購入される机や椅子のですね耐久性、あるいは性能、これはですね現在の机や椅子と比較しましてね十分調査、

検討されて問題はなかったのでしょうか、この点再度伺います。

(「はい、管理課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、後路管理課長。

○管理課長(後路宜伸君) はい、カラマツ材をせっかく使用したんですけれども4年でということとで非常に心苦しい面もございますけれども、子供たちの教育環境の整備ということでご理解をいただけたらなというふうに思っております。今回の導入したい軽量天板の机、それから樹脂製の椅子でございますけれども、耐用年数が何年というくくりは無いんですけれども10年、あるいは20年っていったところで使えるものかなというふうに思っておりますし、この部分については先ほどもご説明しましたように高さ調整ができますので、そういったことで学校間でのやりとり等がですね、そういったこともできるといったことに配慮して進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長(齊藤 正議員) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の10頁から13頁まで、歳入全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の9頁、第2表地方債補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の6頁から8頁まで、平成25年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号についての質疑を行います。議案集の28頁から33頁まで、平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号についての質疑を行います。議案集の34頁から39頁まで、平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号についての質疑を行います。議案集の40頁から45頁まで、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号についての質疑を行います。議案集の46頁及び47頁、平成25年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文及び補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第7号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。5案件の討論は一括行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、5案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第3号から議案第7号までの5案件についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第3号から議案第7号までの5案件についての討論を終わります。

これから、日程第5、議案第3号の件を採決します。

議案第3号、平成25年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号の件を採決します。

議案第4号、平成25年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号の件を採決します。

議案第5号、平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号の件を採決します。

議案第6号、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号の件を採決します。

議案第7号、平成25年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 財産の処分について

○議長(齊藤 正議員) 日程第10、議案第8号、財産の処分についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、総務課長補佐」の声)

はい、今野総務課長補佐。

(総務課長補佐 今野 聖貴君 登壇)

○総務課長補佐(今野聖貴君) 議案第8号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は48頁になります。今回の財産の処分については、美瑛町農協からタマネギ集出荷選別施設を整備するに当たり、その建設場所について現在藤野第1で稼働している馬鈴薯の集出荷選別施設に隣接する町有地の売り払いの要請を受け、本町農業の振興等総合的に判断した結果、売却することとしたいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき提案するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第8号の件を採決します。

議案第8号、財産の処分についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。従って、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 指定管理者の指定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第11、議案第9号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、農林課長」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） 議案第9号、指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。旧北瑛小学校を活用した美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設の管理について、指定管理者の指名をしたいので美瑛町公の施設に係る指定管理者の指定等に係る条例に基づき議会の議決をお願いするものであります。議案集は49頁になります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、11番角和議員。

○11番（角和浩幸議員） はい、11番角和でございます。お伺いさせていただきます。当指

定管理が北瑛小麦の丘体験交流施設の指定管理であるということは理解しておりますし、この施設が名称どおり体験交流の目的のもと設置されるということも理解しているつもりでございます。その上で実際の運用となりますと、いわゆるレストラン部分と宿泊部門を抱えております。その現場の実際の運用というのは、どこが行うことになるのか。一つはこの運営協議会が行うということによろしいのか、あるいは運営協議会の中に加盟している団体が行うのかと。その位置づけについてお尋ねさせていただくのが1点と、もう1点その運営につきましては、当然価格設定がレストラン、宿泊施設の価格設定がございます。その価格はどのように決定されていくのか、この2点についてお尋ねいたします。

(「はい、農林課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大西課長。

○農林課長(大西能正君) はい、それでは2点につきまして、ご答弁申し上げさせていただきたいと思っております。どこがレストラン部門、宿泊部門を行うかということでございますけれども、運営協議会には7つの団体に入っております。その中に株式会社北瑛プロジェクトというのが入っております。実際には、この北瑛プロジェクトがレストラン部門、それから宿泊部門の専門的知識を持っておりますので、ここの部分について運営をやっていただきたいというふうに考えております。それから2点目の価格設定でございますけれども、先にこの施設の条例を制定を議会でお認めいただきましたので、この中で示されております宿泊施設につきましては、一室5万円以内の中で協議会の中で価格設定をしていくというふうに考えております。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) はい、わかりました。と申しますのも、質問お尋ねさせていただくのも地元北瑛地区を中心にももちろん非常ににぎわい施設で形も見えてきてますので、良いものできてきたなど歓迎する声が多いのですけれども一方、同種の事業をなさっている民間の方がいらっしやいまして、どうしてもやはり、まだなお不安があるというお声も聞いているところであります。その中で、その価格がですね余りにも経営に走る、利益優先の価格設定をされてしまうと私ども競争ちょっと厳しくなるなというような心配の声が聞かされているところであります。本施設、商売する、金儲けするのが目的ではないということをこれまでもご説明いただいております。どうぞ何とぞ民業の方の影響出ないような、そのような価格設定を考慮して価格を付けていただくような、その場を十分持っていただきたいなというふうに思っております。価格について、その住民意見を十分配慮するようなそういうような体制をとられているかどうかお尋ねいたします。

(「はい、農林課長」の声)

○議長（齊藤 正議員） はい、大西課長。

○農林課長（大西能正君） 今回の角和議員からの質問につきましては、住民説明会をさせていただいた折にもそういった要望等お受けをしております。価格につきましては、今後協議会の中で決定をしていくということになるかと思っておりますけれども、十分地域の方々に配慮できるように努めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第9号の件を採決します。

議案第9号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（齊藤 正議員） 日程第12、議案第10号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、政策調整課長」の声）

はい、中山政策調整課長。

（政策調整課長 中山 勝利君 登壇）

○政策調整課長（中山勝利君） 議案集については50頁になります。50頁をお開き願いたいと思います。議案第10号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての提案理由の説明を申し上げます。国が定める過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、本町では平成22年度から27年度までの5年間想定される事業につきまして過疎計画を策定いたしまして議会の承認をいただき、過疎対策事業債の借り入れを行い各種の事業を進めてまいりました。今回、現計画に新たに6事業につきまして追加をさせていただきたく議会の議決を求めるものでございます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に別紙でございますけれども、変更する内容につきまして、ご説明を申し上げたいというふうに思っております。変更後の事業内容を右側でございます。2産業の振興では、木質バイオマス加工流通施設整備事業、並びに地域人材育成研修施設整備事業の追加であります。次に52頁であります。同じく産業の振興でございます。電気自動車充電施設整備事業の追加でございます。次に53頁でございます。5高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、へき地保育所建設事業でございます。下段でございますけれども、冬的生活支援の追加でございます。次に54頁、55頁でございます。10その他地域の自立促進に関し必要な事項ということで、7番自然エネルギーの利用を記述し、文章の追加を行いました。56頁の商店街コミュニティ施設整備事業を追加するものでございます。以上、6事業についての追加でございます。以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。ご審議のうえお認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第10号の件を採決します。

議案第10号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（齊藤 正議員） 日程第13、議案第11号、定住自立圏形成協定の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、政策調整課長」の声）

はい、中山課長。

（政策調整室長 中山 勝利君 登壇）

○政策調整課長（中山勝利君） 議案費につきましては57頁になります。議案第11号、定住

自立圏協定の締結についての提案理由の説明を申し上げます。平成21年4月1日、定住自立圏構想推進要綱が施行され、同年12月末旭川市が中心市宣言を行いました。平成22年度から本町と連携協定の協議を進めてまいりましたけれども、この度9事業につきまして連携協定を行い平成26年度より事業実施を行いたく議会の議決を求めるものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に59頁、別紙1でございます。第3条関係でございます。連携する分野でございます。生活機能の強化に係る分野でございます。事業のみ申し上げさせていただきます。ア医療では2次救急医療の連携、小児救急医療の連携。イ福祉では、成年後見人制度の利用支援体制の充実でございます。次頁になります。60頁でございます。ウ教育でございますけれども、不登校児童生徒の受け入れ関係の共同利用、図書館相互のネットワーク化。エその他では防災体制の整備でございます。61頁になります。別表第2、第3条関係、結びつきやネットワークの強化の分野でございます。ア地域公共交通では、地域公共交通確保維持改善事業でございます。イ地域内外の住民との交流、移住促進では、移住定住の促進でございます。次に62頁になります。別表第3、第3条関係でございます。圏域マネジメント能力の強化に係る分野でございます。ア人材育成等、職員の相互人事交流ということでございます。以上、9事業の連携でございます。以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。ご審議のうえお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「はい、7番」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 3点ですね、3点伺いたいと存じます。最初の1点目としましてですね、この度の形成協定締結の事情や原因、理由などについてでございますが、この度定住自立圏構想に基づくですね形成協定を新しく締結されて連携事業を行うことはですね説明にもありましたが、本町の町民皆様の生活の利便性が今以上一層高まり町民皆様からもですね高く評価される施策であると考えます。であります。ただいまの提案説明の中にもありましたけれども、今回の形成協定はおおよそ3年にわたりまして上川中部7町よりも本町が旭川市との形成協定の締結が遅れたわけでございます。どのような事情や原因、理由があったのでしょうか伺います。

2点目としまして、59頁、別表第1第3条関係、アの医療、二次救急医療の連携と小児救急医療の連携、この2つの事業の旭川市との連携であります。現在ですね既に本町では費用を負担してですね救急患者を旭川の病院で受け入れてもらっていると思っております。この度ので

すね形成協定によりますこの連携事業でですね、今後も夜間や休日などの救急医療の診療体制や小児救急医療の診療体制に今までとどのような違いが出てくるのでありましょか伺います。

3点目としましてですね、協定書で言えば第3条の中身になるんですが旭川市と連携して取り組む政策分野についてであります、現在旭川市はですね連携事業といたしまして全部で25の事業を提案されているわけでありまして、本町はこの度、今説明でもありましたが第3条によって9つの事業を連携するわけでありまして、他の町はですね7町を調べてみますと残ながら少ないわけでありまして、1桁の連携事業は本町だけなんです。でありますから、今後ですね連携事業は増加しないのでしょうか、検討されているのでしょうか伺います。

(「はい、政策課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山政策調整課長

○政策調整課長(中山勝利君) はい、花輪議員の3点のご質問にお答えをしたいというふうに思います。今まで3年間この連携協定ができなかったということの理由についてと、何か事情があったのかということでございますが、特に理由と事情というようなことではなくて、今までもこの連携協定どういったものができるんだろうかということ、我々事務方の方で旭川市と協議をさせていただいたということでございます。しかしながら、一つ一つの事業を点検、連携の内容について協議を進めてもなかなかお互いのメリットが生み出さなかったというのが大きな理由なのかなということでございます。いずれにいたしましても、今までも連携協定について種々協議をさせていただいたということでございます。

2点目の二次救急医療、そして小児救急医療についてでございますけれども、今までも美瑛町は旭川市に対して負担金を納付させていただきまして、夜間体制の医療の受け入れ、そして休日、例えば小児も含めての医療の受け入れ、小児救急医療の夜間、休日等の受け入れ等についてお願いをし、今まで進めてきたわけでございます。連携協定をしたからこれがどうなるのかということでございますけれども、今までどおり受入体制をきちっと整えてくれるということでございます。

3点目の現在いろいろな項目があって9事業の連携ということ、他町より少し少ないのではないかとございまして、我々もどのようなことで連携ができるのかということ、今年の夏6月下旬ぐらいから協定の内容について、それぞれの担当の事務方事務方で旭川市と協議をしまいたということでございます。11月の15日、最終的にこの9事業ということ、取りあえず当初取り組みましようということ、事務方の方で整理をつけたということ、今後またどのような協定ができるのか、また事務方事務方でですね協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございまして。

(「はい、7番」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） ただいま詳しくご説明をいただいたんですが、ご説明にもありましたが平成22年の当時10月ですね、上川中部定住自立圏形成協定が1市7町が揃って協定を締結したことが当時の新聞報道なされまして、美瑛町だけが協定に参加していないというような、どちらかというとセンセーショナルな報道がなされたわけでごさいます。このためですね、その後の議会では他の中部7町とともにですね、やはり本町町民の生活のやはり利便性の向上のため安心、安全な生活の維持のため、やはり連携事業を積極的に取り入れていくべきではないかなどの以前に質疑が何度か行われていたわけでごさいますけども、本町の町民生活の利便性はですね連携事業の中には、2点目の答弁の中にも医療の状態なんかでは変わらないというようなことがあって、あまり利便性が高まるとは判断されないのかというような答弁もございました。しかしながらこの度ですね、積極的にこの形成協定が締結されることになったということが、最初にも申し上げましたけども大変町民にとってですね、やはり25の事業をいちいち上げる場面ではございませぬので申し上げますが、やはり調査してみますとねまだまだ検討しても本町町民のため、あるいは上川中部7町と1市8町が連携していても良いのではないかと町民のためにですね、あるいは地域性のためにもと思われるような事業もあるわけでごさいます、このため協定が締結されることは大歓迎だと思う次第なわけでごさいます、何かしらやはり特になんだよっちゅうのはどうも納得いかないような。やはり重大な施策、判断の転換でなかったのかな。だからこの度の新聞報道が、やはりですね美瑛町が1市7町とともに8町が旭川市とですねこの定住自立圏の締結を行うことになったんだ。これまた報道機関のセンセーショナルなニュースだという捉え方だからですね、大々的な報道にもなってますね、大いに町民の皆さんの更なる生活の安全、安心や利便性は高まりますということですね町長も一層の評価が高まるじゃないかと思うんですが、そういう意味でですね施策判断をこの度はなされた事情をですね、何かあるんじゃないかと思うんですが思いを伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 定住自立圏の今回締結を提案をさせていただいて美瑛が遅れたじゃないかと、町長、施策的にどんな転換があったんだということでもありますけども、基本的にご理解いただきたいのは、定住自立圏に対して美瑛町が基本的には施策として取り組む必要のある政策だというふうには見ておりました。実際、定住自立圏を上川管内で結ぶときにですね、私は町村会の副会長をやってまして、旭川市の西川市長さんところに定住自立圏やりましようと言った覚えがありますから、そこはぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。それで定住自立権、じゃあ今度は具体的に我々も内容について、いろいろチェックをさせていただいて進むというときに、じゃあ美瑛町からもいくつか提案をさせていただき、当時旭川からもこういうことだということで協議したんですけども、他の町は道路も隔てていないという

ろんな交通手段もあって、それから清掃、汚泥ですとかそういった部分の共通事業があって、当時旭川と結べば4千万円以内の事業枠を確保できると、各町は1千万円枠を確保できると。うち事業締結をこれでしたときいくらになるって言ったら100万円ぐらいしかなかったんですね。100万円に対して事業を整備してその事業報告をしていったら経費がですねそんなもんで全く済まない状況でありましたんで、医療関係ですとかそういった部分で必要なものはやっていますから、この部分についてももう少しこう枠が広がるようなことを検討してくれということで引き続き検討をさせてきた経過があります。この部分でうちの方が締結していないということで一時期美瑛町はどうしたんだというようなことをお話をいただいた経過もあり、心苦しい面はあったというふうに思っています。今回も昨年からもどうだというふうに話していましたら、定住自立圏の中心市宣言をしている旭川の方の枠組みも広がりまして、そして締結内容も増えました。3分野に渡って必ず分野を持ちなさいという内容ですから、そういった部分で今回、成年後見人の制度ですとか、それから小児救急医療こういった部分の対応ですとか、今まで対応できなかったような部分が出てきました。これをやるということについては、いくら事業費がどこまでいくかということとはなかなか簡単に1千万円になりますよとか言えないですけども、町にはない機能を活用できるということで、その分について今回枠が広がった中で町としても対応するというところで提案をさせていただくものです。今後の課題といたしまして、例えば先日もある方から観光なんかどうなんだという話をされましたけども、美瑛の観光という部分、田舎の地域の景観とかそういったものが観光材料、また農業というのが観光材料。旭川の圏域、旭川となると美瑛と旭川ということですから、都市型の観光、そしてまた施設型の観光ということになります。その部分では、この定住自立圏やはりお互いに契約することによってウィンウィンの関係がつかれるかどうかというのが課題ですから、観光の部分についてはもう少しやっぱり検討せざるを得ないと。美瑛町のこの観光、観光というのはある意味で産業作りですから、産業づくりという部分は安易に異質なものがお互いに協力しますというような形では、ウィンウィンの関係になっていかない可能性もあるんで、これは富良野との連携がやはり今強く行われてお互いにウィンウィンの関係を作っていますんで、この部分について取り組みを継続したいということでもありますけども、ただ一方で我々のイベントの中に今サイクリング等も入れてます。これはですね旭川のサイクリング協会が応援してくれてないときてない大会であります。こういった部分について今私の方からも圏域、やっぱりサイクリングというのは重要な観光資源になり得るということでずっと提案をしてきております。国会議員さんの方にもそんなお話もさせていただいて、そういう意味でルートづくりですとか、そんなことになってくればお互いに共有できるテーマとしてできてくるのであれば、これはやはり検討すべきことだというふうに考えながら、今後も取り組んでいきたいというふうに思っています。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第11号の件を採決します。

議案第11号、定住自立圏形成協定の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 意見書案第9号 森林・林業・林産業施策の積極的な展開に関する
意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第14、意見書案第9号、森林・林業・林産業施策の積極的な展開に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、8番八木議員。

（8番 八木 幹男議員 登壇）

○8番（八木幹男議員） 意見書の提案をさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。

これから、日程第14、意見書案第9号の件を採決します。

意見書案第9号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、意見書案第9号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第15 意見書案第10号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第15、意見書案第10号、所得税法第56条の廃止を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、9番穂積力議員。

(9番 穂積 力議員 登壇)

○9番(穂積 力議員) 朗読をもって提案にかえさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上です。よろしくお願ひします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第15、意見書案第10号の件を採決します。

意見書案第10号、所得税法第56条の廃止を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。従って、意見書案第10号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第16 意見書案第11号 日本型直接支払い制度の創設及び経営所得安定対策等の
見直しに関する意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第16、意見書案第11号、日本型直接支払い制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、11番角和議員。

（11番 角和 浩幸議員 登壇）

○11番（角和浩幸議員） 11番です。朗読をもって提案にかえさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第16、意見書案第11号の件を採決します。

意見書案第11号、日本型直接支払い制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。従って、意見書案第11号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第17 所管事務調査の申し出について

○議長（齊藤 正議員） 日程第17、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長齊藤幸一議員、産業経済常任委員会委員長穂積力議員、議会運営委員会委員長山家慶治議員から、所管事務調査を行うため閉会中の継続調査の承認を

求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については、各委員長から申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので了承願います。

閉会宣告

○議長(齊藤 正議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成25年第6回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長(齊藤 正議員) 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。2日間の日程、予想通りですね第6回定例会を終了することができました。心よりお礼を申し上げる次第でございます。本当に今年の春は天候も悪く、一時はどうなるものか。本当に蒔き付け、あるいは移植等がですね半月も、あるいは1カ月近くも遅れたということでございますが、当初町長の行政報告でもございましたように、水稲においては豊作だったということでありまして、その他畑作においてはですね、やはりそれらの遅れを回復できなかった面もまた作物もあったのかなということもございますが、そんなんでまあまあ出来栄えだったのかなと。あるいはですね今年の夏の雨もですねいつも美瑛は沢地帯でありますから、ところによっては大きな被害も出たりということでもございましたが、そういった災害もですね今年は最小限に収まったのかなという点でもですね、まあまあ災害の少ない年であったかなというふうに思うところでございます。まあまあがまあ良いのかなというふうに思ったところでですね、あと残り少なく後10日少々で新年を迎えることでもございますが、本当にインフレだとも出ております。また、寒さでもですね今朝はですね非常に厳しかった。慣れていないせいとか特に身に染みたわけでございますが、本当に寒さ厳しい寒さに向かいます折にはですね、議員各位あるいは町の職員の皆さんもですね、それぞれ健康には留意されながら、そして町民の皆さまもこぞって良い年を迎えられますよう心よりご祈念を申し上げまして閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉会宣告(午後 3時52分)

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成26年 2月10日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 沢尻 健

議員 濱田 洋一